

長野県 犯罪被害者等支援ハンドブック



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」

令和7年11月

長野県

長野県犯罪被害者支援連絡協議会

長野県犯罪被害者等支援ハンドブックについて

犯罪被害に遭われた方及びその御家族又は御遺族（以下「犯罪被害者等」といふ。）が、県内のどの地域にお住まいであるかに関わらず、ニーズに沿ったきめ細かで途切れのない支援を実現させるためには、国、県、市町村、民間支援団体を始め、広く犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体が連携を一層充実・強化し、取り組んでいくことが必要です。

県は、令和4年4月1日から施行した「長野県犯罪被害者等支援条例」において、関係機関・団体と相互に連携を図りながら協力するための総合的な支援体制を整備することとしており、この度、長野県内における被害者支援に関する情報や、支援に携わる際の留意点や心構え等の基本的な事項をまとめた長野県版の犯罪被害者等支援ハンドブックの改訂を行いました。

このハンドブックの活用により、関係機関・団体の連携が一層密接となり、犯罪被害者等への支援が円滑に行われることを期待しています。

また、各地域・市町村においては、地域の実情に応じたハンドブックを作成され、関係機関・団体の連携が強化されるよう取組をお願いします。

長野県
長野県犯罪被害者支援連絡協議会

目 次

1	犯罪被害者等の抱える様々な問題	1
(1)	犯罪被害者等の置かれた状況	1
①	直接的被害	1
②	事件後に直面する状況	1
(2)	具体的に困難な状況	2
①	心身の不調	2
②	生活上の問題	3
③	周囲の人の言動による傷つき（二次被害）	4
④	加害者からの更なる被害	5
⑤	捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）	5
参考	捜査、裁判の流れ	6
2	支援に携わる際の留意事項	10
(1)	犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項	10
①	基本的な支援対応の流れ（チャート）	10
②	具体的な対応のあり方	10
《具体的な応対にみる留意点》		11
《支援者自身のケア》		12
(2)	被害類型別特徴と対応上の留意点	13
【殺人等遺族への対応】		13
【暴力犯罪等により傷害を負った（障がいが残った）人への対応】		15
【交通事故に遭った人への対応】		17
【性犯罪被害に遭った人への対応】		19
【配偶者からの暴力を受けた人への対応】		21
【ストーカー被害に遭った人への対応】		23
【虐待された子どもへの対応】		25
3	様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携	27
(1)	関係機関・団体における連携の必要性	27
(2)	関係機関・団体の連携の実際	27
①	基本的な連携の流れ	27
②	連携の際の留意点	29

4 各機関・団体における支援業務		30																																																							
<総合的な対応>																																																									
(1) 長野県	32	(26) 社会福祉協議会	66																																																						
(2) 市町村	34	(27) 地域包括支援センター	67																																																						
(3) 警察	39	(28) 医療機関(病院・診療所等)	68																																																						
(4) 法テラス	44	(29) 医療安全支援センター	68																																																						
(5) 民間被害者支援団体	46	(30) 長野県公認心理師・																																																							
(6) 公益財団法人 犯罪被害救援基金	47	臨床心理士協会	69																																																						
(7) 海上保安庁	48	(31) 長野県社会福祉士会	69																																																						
(32) 長野県精神保健福祉士協会		70																																																							
<司法関連>																																																									
再掲 (4) 法テラス	44	(33) 労働基準監督署	71																																																						
(8) 地方裁判所・簡易裁判所	49	(34) ハローワーク	71																																																						
(9) 家庭裁判所	51	(35) 総合労働相談コーナー	73																																																						
(10) 檢察庁	53	(36) 生活就労支援センター																																																							
(11) 弁護士会	56	「まいさぽ」	74																																																						
(12) 司法書士会	56	(37) 長野県労政事務所	76																																																						
<刑事施設・保護観察所等>																																																									
(13) 矯正管区	57	(38) ポリテクセンター																																																							
(14) 刑事施設	57	(職業能力開発促進センター) —	76																																																						
(15) 少年鑑別所	58	<女性・男性・子ども>																																																							
(16) 少年院	58	(17) 地方更生保護委員会	59	(39) 配偶者暴力相談支援センター	77	(18) 保護観察所	60	<人権・外国人対応>			(40) 長野県男女共同参画センター	77	(19) 法務局・地方法務局	61	(15) 少年鑑別所	58	“あいとぴあ”	77	(20) 外国人在留総合インフォメーション		(41) 長野県女性相談支援センター	78	センター	62	(42) 女性自立支援施設	79	(21) 長野県多文化共生相談センター	63	(43) 長野県性暴力被害者支援センター		<保健・医療・福祉>			(44) 長野県児童虐待・DV24時間		(22) 長野県精神保健福祉センター	64	ホットライン	80	(23) 福祉事務所	64	(45) 子ども支援センター	81	(24) 保健所	65	(46) 児童相談所	81	(25) 市町村保健センター	66	(47) 児童家庭支援センター	81	(48) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援		(49) 母子生活支援施設	83	施設・児童心理治療施設	
(17) 地方更生保護委員会	59	(39) 配偶者暴力相談支援センター	77																																																						
(18) 保護観察所	60	<人権・外国人対応>			(40) 長野県男女共同参画センター	77																																																			
<人権・外国人対応>																																																									
(19) 法務局・地方法務局	61	(15) 少年鑑別所	58	“あいとぴあ”	77	(20) 外国人在留総合インフォメーション		(41) 長野県女性相談支援センター	78	センター	62	(42) 女性自立支援施設	79	(21) 長野県多文化共生相談センター	63	(43) 長野県性暴力被害者支援センター		<保健・医療・福祉>			(44) 長野県児童虐待・DV24時間		(22) 長野県精神保健福祉センター	64	ホットライン	80	(23) 福祉事務所	64	(45) 子ども支援センター	81	(24) 保健所	65	(46) 児童相談所	81	(25) 市町村保健センター	66	(47) 児童家庭支援センター	81	(48) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援		(49) 母子生活支援施設	83	施設・児童心理治療施設														
(15) 少年鑑別所	58	“あいとぴあ”	77																																																						
(20) 外国人在留総合インフォメーション		(41) 長野県女性相談支援センター	78	センター	62	(42) 女性自立支援施設	79	(21) 長野県多文化共生相談センター	63	(43) 長野県性暴力被害者支援センター		<保健・医療・福祉>			(44) 長野県児童虐待・DV24時間		(22) 長野県精神保健福祉センター	64	ホットライン	80	(23) 福祉事務所	64	(45) 子ども支援センター	81	(24) 保健所	65	(46) 児童相談所	81	(25) 市町村保健センター	66	(47) 児童家庭支援センター	81	(48) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援		(49) 母子生活支援施設	83	施設・児童心理治療施設																				
(41) 長野県女性相談支援センター	78																																																								
センター	62	(42) 女性自立支援施設	79	(21) 長野県多文化共生相談センター	63	(43) 長野県性暴力被害者支援センター		<保健・医療・福祉>			(44) 長野県児童虐待・DV24時間		(22) 長野県精神保健福祉センター	64	ホットライン	80	(23) 福祉事務所	64	(45) 子ども支援センター	81	(24) 保健所	65	(46) 児童相談所	81	(25) 市町村保健センター	66	(47) 児童家庭支援センター	81	(48) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援		(49) 母子生活支援施設	83	施設・児童心理治療施設																								
(42) 女性自立支援施設	79																																																								
(21) 長野県多文化共生相談センター	63	(43) 長野県性暴力被害者支援センター		<保健・医療・福祉>			(44) 長野県児童虐待・DV24時間		(22) 長野県精神保健福祉センター	64	ホットライン	80	(23) 福祉事務所	64	(45) 子ども支援センター	81	(24) 保健所	65	(46) 児童相談所	81	(25) 市町村保健センター	66	(47) 児童家庭支援センター	81	(48) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援		(49) 母子生活支援施設	83	施設・児童心理治療施設																												
(43) 長野県性暴力被害者支援センター																																																									
<保健・医療・福祉>			(44) 長野県児童虐待・DV24時間		(22) 長野県精神保健福祉センター	64	ホットライン	80	(23) 福祉事務所	64	(45) 子ども支援センター	81	(24) 保健所	65	(46) 児童相談所	81	(25) 市町村保健センター	66	(47) 児童家庭支援センター	81	(48) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援		(49) 母子生活支援施設	83	施設・児童心理治療施設																																
(44) 長野県児童虐待・DV24時間																																																									
(22) 長野県精神保健福祉センター	64	ホットライン	80	(23) 福祉事務所	64	(45) 子ども支援センター	81	(24) 保健所	65	(46) 児童相談所	81	(25) 市町村保健センター	66	(47) 児童家庭支援センター	81	(48) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援		(49) 母子生活支援施設	83	施設・児童心理治療施設																																					
ホットライン	80																																																								
(23) 福祉事務所	64	(45) 子ども支援センター	81	(24) 保健所	65	(46) 児童相談所	81	(25) 市町村保健センター	66	(47) 児童家庭支援センター	81	(48) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援		(49) 母子生活支援施設	83	施設・児童心理治療施設																																									
(45) 子ども支援センター	81																																																								
(24) 保健所	65	(46) 児童相談所	81	(25) 市町村保健センター	66	(47) 児童家庭支援センター	81	(48) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援		(49) 母子生活支援施設	83	施設・児童心理治療施設																																													
(46) 児童相談所	81																																																								
(25) 市町村保健センター	66	(47) 児童家庭支援センター	81	(48) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援		(49) 母子生活支援施設	83	施設・児童心理治療施設																																																	
(47) 児童家庭支援センター	81																																																								
(48) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援																																																									
(49) 母子生活支援施設	83																																																								
施設・児童心理治療施設																																																									

(50) ファミリー・サポート・センター	84	(60) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争 処理機構	89
(51) 子ども虐待に特化した民間防止団体	84	(61) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA)	90
(52) 教育委員会	85	(62) 公益財団法人 交通遺児等育成基金	91
(53) 学校	86	(63) 公益財団法人 交通遺児育英会	92
(54) 独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	86	(64) 北陸信越運輸局長野運輸支局	93
<交通事件>			
(55) 長野県交通事故相談所	87	(65) 公益財団法人 長野県暴力追放県民 センター	94
(56) 長野県交通安全活動推進センター	87	(66) 長野いのちの電話	94
(57) 公益財団法人 日弁連交通事故相談 センター	88	(67) 消費生活センター	95
(58) 公益財団法人 交通事故紛争処理 センター	88	(68) 年金事務所	95
(59) 一般社団法人 日本損害保険協会	89	(69) 全国健康保険協会の支部	96
		(70) 税務署	96
		(71) 長野県各県税事務所	97
5 ニーズに応じた解決手段			
用語等索引	98		109
参考資料			
● 相談窓口一覧	111		
● 関係機関・団体一覧	118		

〔参考・引用〕

「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」平成20年12月 内閣府犯罪被害者等施策推進室

※長野県は、令和7年11月25日（火）から令和8年3月31日（火）まで、一部の窓口・電話受付時間を9:00から16:30までに設定する取組を試行します。各相談窓口の受付時間や対応内容は窓口ごとに異なる場合があります。詳細については、該当の相談窓口へ直接お問い合わせください。

1 犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、多くの無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に着目して支援するべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

（1）犯罪被害者等の置かれた状況

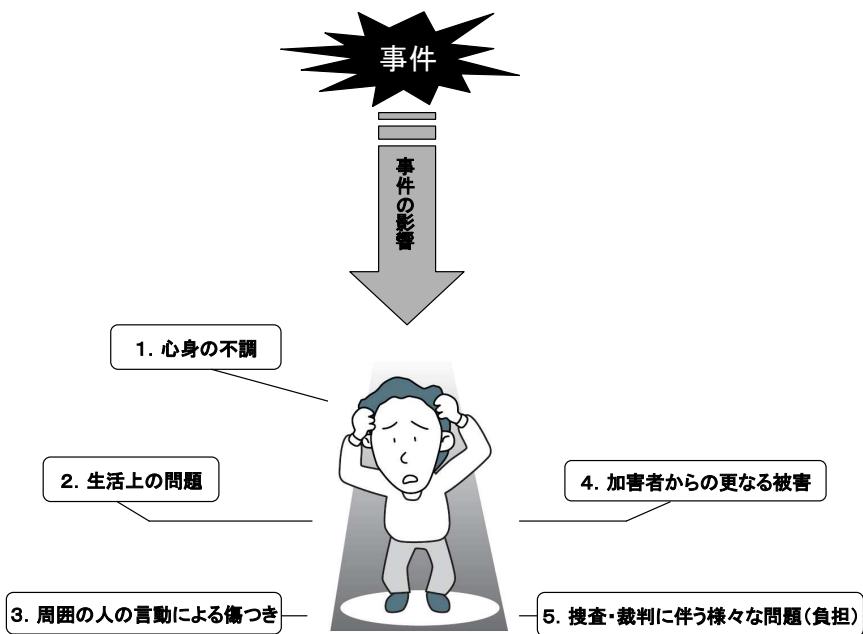
① 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

② 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。



(2) 具体的に困難な状況

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

① 心身の不調

[直 後]

あまりに突然の予期できることについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある
(どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※ 周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

[中長期]

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくることがあります。

<精神的な不調の例>

- 気持ちがひどく動搖し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

<身体的な不調の例>

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- お腹や身体のその他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

【 子ども 】

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でなくとも起きます。）
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まるなど

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することも重要です（P. 68参照）。

コラム 一犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患一

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

PTSD

侵入症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避症状（事件に関して、思い出したり考えたりすることを避けるなど）、認知と気分の陰性の変化（否定的な認知、興味や関心の喪失、周囲との疎隔感や孤立感など）、覚醒度と反応性の著しい変化（いらいら感、過剰な警戒心、驚愕反応、集中困難、睡眠障害など）が続く状態となります。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になります。

② 生活上の問題

・仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなくなることがあります。また、治療のための通院や検査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになります。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もあります。

・不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は、様々です。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある

- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

・経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあります、そうなると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることがあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

・家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、きょうだいがいる場合には、親がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出てくる可能性もあります。

③周囲の人の言動による傷つき（二次被害）

・近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

・支援者

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得の行く支援を受けたと感じができるわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不信を募らせることになります。

④ 加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑤ 捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

参考 ー被害に遭われた方の手記ー

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためにには、被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。手記集は、様々な機関・団体で作成されていますが、ここでは、警察庁犯罪被害者等施策ホームページ (<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/top.html>) に掲載されている手記を紹介します。

- ・「犯罪被害者白書」手記 性被害者家族の痛み～時を重ねて～
https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/2024/zenbun/part2_chapter2/s2_2_1s01.html
- ・「犯罪被害者白書」手記 今、想うこと。
https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/2024/zenbun/part2_chapter5/s2_5_1s05.html

参考 捜査、裁判の流れ

①一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「検査」⇒「起訴」⇒「裁判」のプロセスをとります。

※加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

②検査

検査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。検査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して検査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して検査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることになります。そして、被疑者が勾留されている間に、検査機関は様々な検査を行います。

③起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います。

※ 起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

④裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることになります。

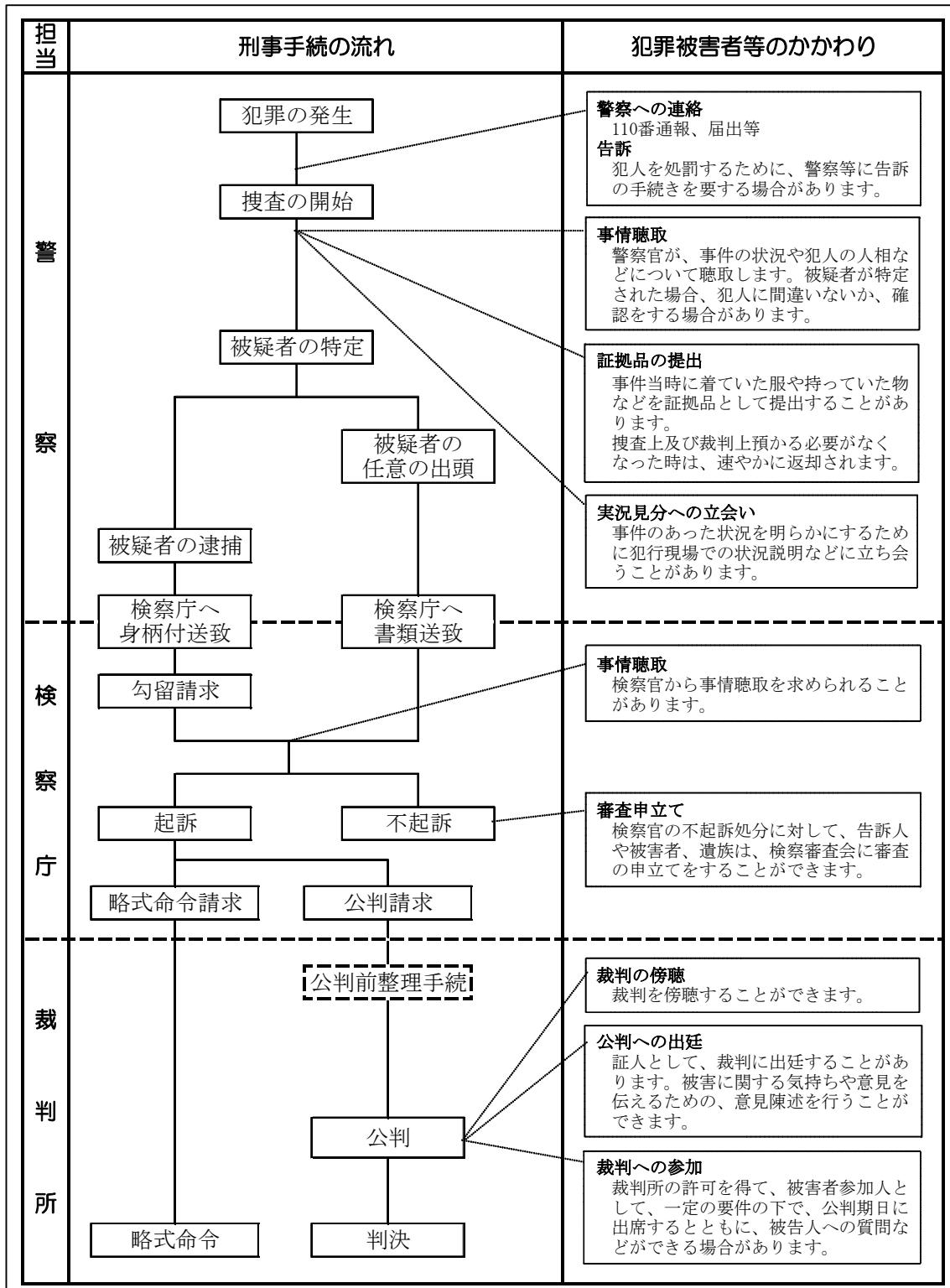
※ 一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります（被害者参加制度：P. 54参照）。

⑤刑事手続と民事手続

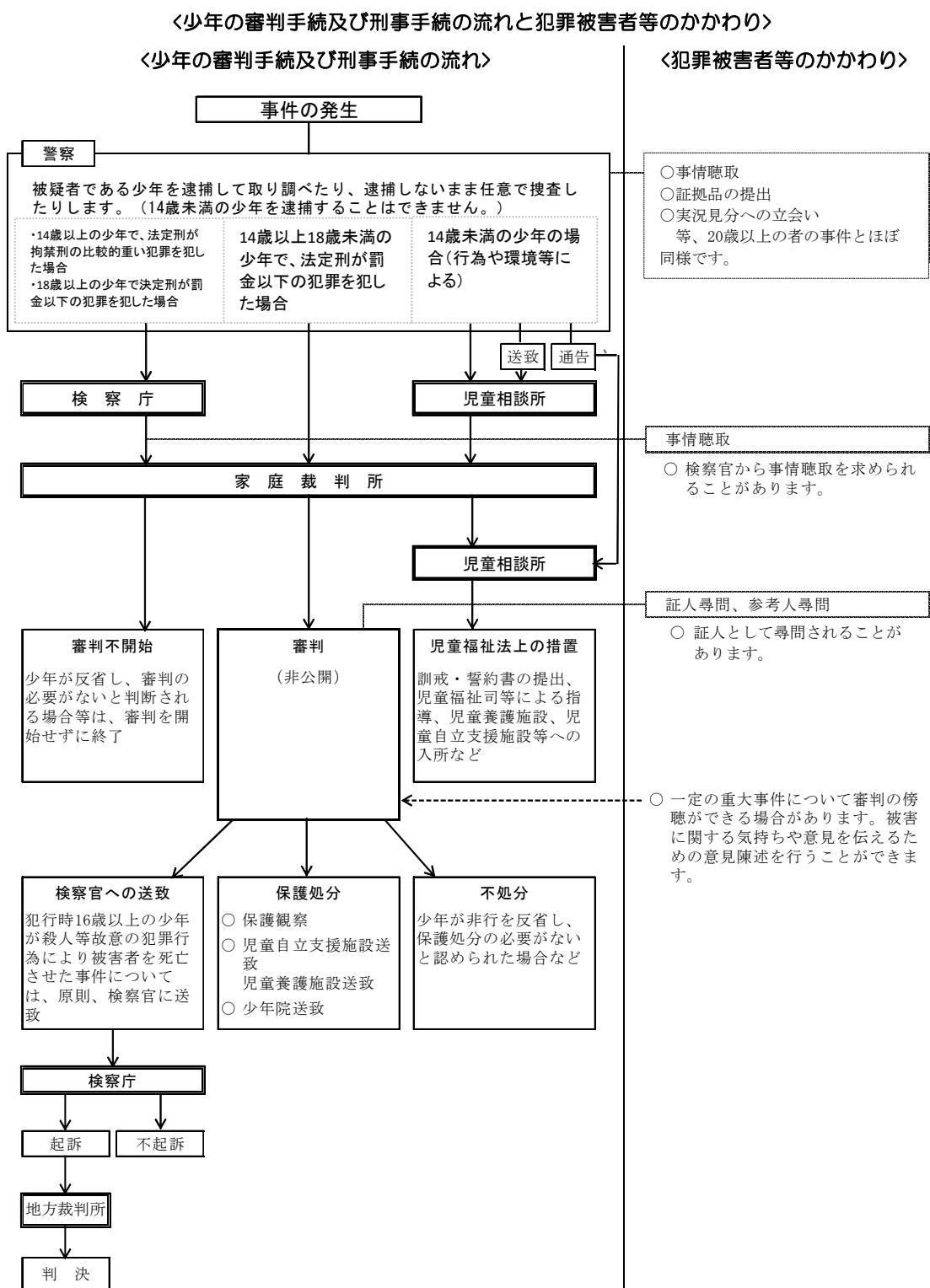
刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について、その申立てに基づいて審理・決定することができます（損害賠償命令制度：P. 50参照）。

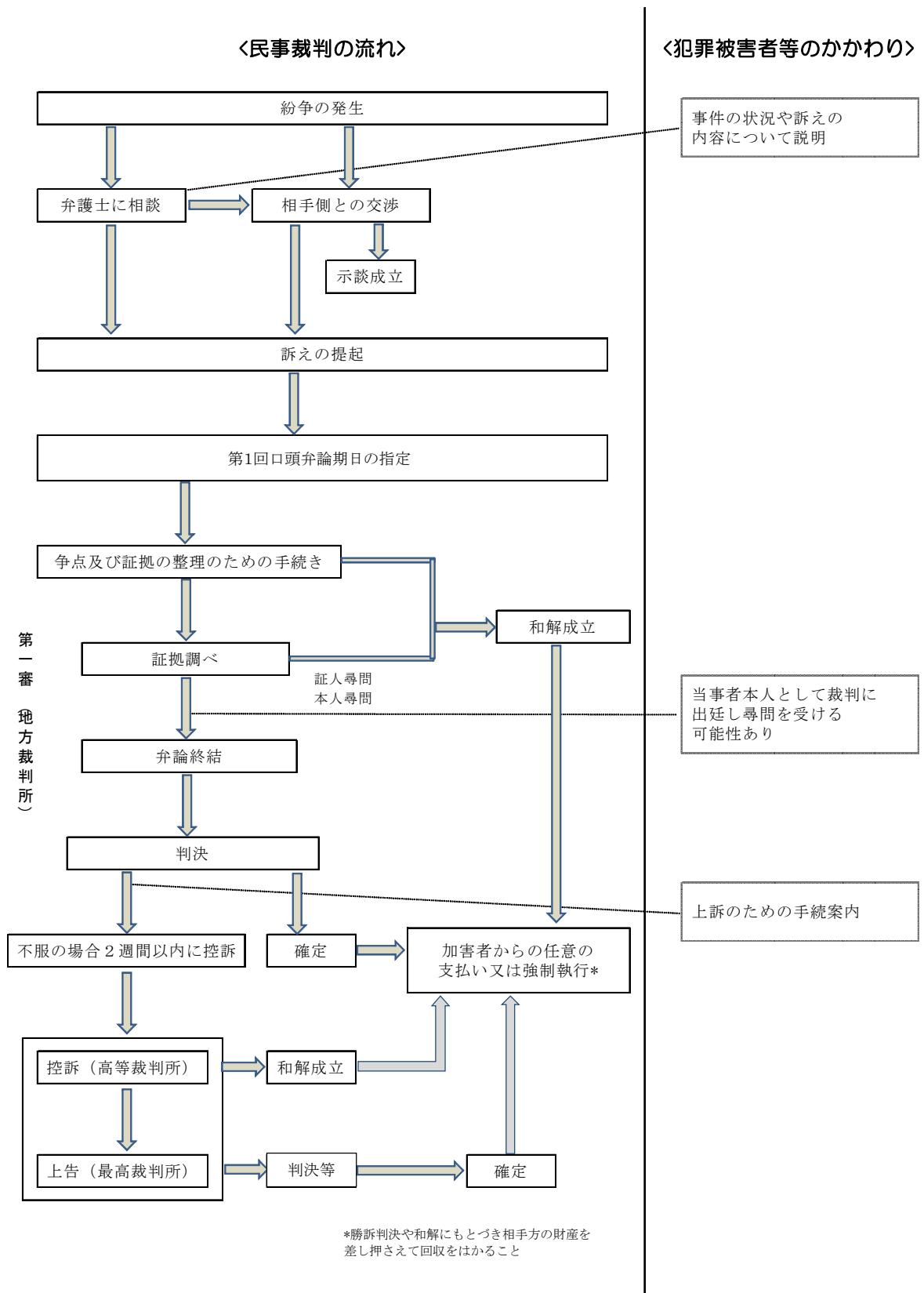
<一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>



＜少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



<民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>



2 支援に携わる際の留意事項

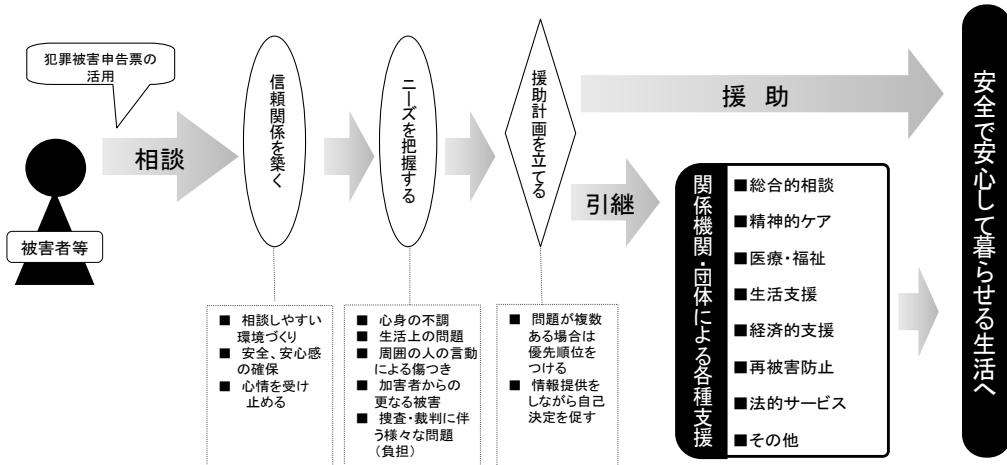
「1」にあるとおり、犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。しかし、一方で、犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた同じ市民です。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行いましょう。

(1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

① 基本的な支援対応の流れ（チャート）

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



② 具体的な対応のあり方

● 相談しやすい環境をつくる

- 来談時には、犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにする。
- 電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようする。
- 犯罪被害申告票を備え付けておくなどし、犯罪被害者等が被害について申出をしやすいようにする。
- 犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心が強い場合は女性が対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定に配慮する。

● 安全確保を優先する

- 「今、安全かどうか（ここが安全と感じることができるかどうか）」、「今、話をしても大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、しかるべき機関（警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等）につなぐ。

コラム —犯罪被害申告票について—

犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が被害について言い出しにくい時に、その負担を少しでも軽減するためのものです。支援者にとって、それのみで必要事項を把握できるものではありませんが、少なくともその人が犯罪被害者等であることがわかり、早期の段階から相応の配慮することができます。

※犯罪被害者等から求めがあった場合には、犯罪被害申告票用紙を提供できるように常に準備をしておいてください。ただし、犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が自らの責任において記載し、自ら携行するものであって、機関・団体において、同申告票を受領し、管理するものではありません。

● 相談内容を受け止める

- ・犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- ・被害の状況を人と比べない。（被害に遭った苦痛には他の人の軽重はない）
- ・自責感を助長させない。（犯罪被害者等は自分を責めている場合がある）
- ・安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。（相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける）
- ・話をせかさない、さえぎらない。（心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある）

● 相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する

- ・犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。

● 援助計画を立てる

- ・所属機関・団体ができる支援内容を明らかにする。（さらに、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。）
- ・問題が複数ある場合は優先順位をつける。

● 問題解決に向けて動く

- ・時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
- ・支援者の意見を押しつけたりせず、犯罪被害者等自らが決定できるように支援（対応）する。
- ・関係機関・団体と連携する（P. 30以降参照）。

● 秘密保持に留意する

- ・会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。

● 被害からの回復を焦らない

- ・犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。

● 適切な支援を行うための努力を怠らない

- ・法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要である。

《具体的な応対にみる留意点》

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた応対の留意点を示します。応対の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

【不適切な応答】

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

《不適切な応答例》

- ・気を強く持って、前向きに生きましょう。
 - ・あなた一人が苦しいのではありませんよ。
 - ・どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。

- ・泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
- ・早く元気にならなければいけませんよ。
- ・辛いことは、早く忘れましょう。
- ・起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・まだ子どもがいるじゃないですか。
- ・命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・あなたにも悪いところがあったのではないですか。

【適切な応答】

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意して下さい。

《適切な応答例》

- ・ご心中、お察しします。
- ・本当にお気の毒です。
- ・このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- ・悲しんでいいのですよ。
- ・あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ・そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- ・（このような体験をしたら）今までのよう仕事や家事が出来なくなるのも当然だと思います。
- ・何をする気力も無いのは当たり前のことであります。
- ・無理をする必要はありません。
- ・よく頑張ってこられましたね。
- ・ここでは、安心してご自分の感情を出していいんですよ。

《支援者自身のケア》

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・事件のことが頭から離れなくなる
- ・自分が無力だと感じる
- ・頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る など

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目でみたときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

＜対処方法の例＞

- ・支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・休息、睡眠をきちんととる。

(2) 被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します（被害類型全般にわたる主な支援・制度については、P. 98参照）。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

【殺人等遺族への対応】

(特徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむことになります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害が大きい場合もあります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じことがあります。

(対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかつたり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

● 死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性がある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」（有料）を作成・発行してもらいます。「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

【連絡先】 警察署（P. 39、121）、市町村（P. 34、125）

● 司法解剖に関する経費の公費負担

司法解剖が行われた場合、遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費の一部を公費で負担する制度があります。

【連絡先】 警察署（P. 39、121）

● 各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

【連絡先】 市町村（P. 34、125）、年金事務所（P. 95）、勤務先庶務担当

● 遺産相続等

亡くなった方の財産が一定額を超える場合、相続人等は相続の開始があったことを知った日（通常の場合は相続人の死亡の日）の翌日から10か月以内に相続税について申告しなければなりません。

【連絡先】 税務署（P. 96）、弁護士会（P. 56）、司法書士会（P. 56）

経済的支援として、以下のような制度があります。

★ 長野県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、見舞金が支給されます。

【連絡先】 長野県犯罪被害者等総合支援窓口（P. 32、111）

★ 犯罪被害者等給付金（遺族給付金）

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、一時金が支給されます。

【連絡先】 警察署・警察本部（P. 41、121）

★ 遺族基礎年金

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、子（18歳に到達する年度末まで）のある配偶者又は子に支給されます。

【連絡先】 市町村（P. 34、125）

★ 遺族厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金に加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、1級又は2級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

【連絡先】 年金事務所（P. 95）、共済組合、勤務先庶務担当

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★ 遺児の就学援助等

奨学金が給与されるほか、相談もできます。

【連絡先】 公益財団法人犯罪被害救援基金（P. 47）、警察署（P. 39、121）

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

→P. 103参照

【暴力犯罪等により傷害を負った（障がいが残った）人への対応】

（特徴）

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合が多く、PTSDや適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

（対応上の注意点）

○医療費の援助として、以下のような制度があります。

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

★ 診断書料等の公費支出

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で支出します。

【連絡先】 警察署 (P. 39、121)

医療費の援助として、以下のような制度があります。

→P. 101参照

重傷病や障がいを負った（残った）場合には、以下のような制度があります。

★ 長野県犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者に見舞金が支給されます。

【連絡先】 長野県犯罪被害者等総合支援窓口 (P. 32、111)

★ 犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対し、一時金が支給されます。

【連絡先】 警察署・警察本部 (P. 41、121)

★ 特別障害者手当

20歳以上で身体又は精神に著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅障がい者に支給されます。

【連絡先】 市町村 (P. 34、125)

★ 身体障害者手帳の交付

身体に障がいのある方は、本人又は保護者の申請で手帳が交付されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障がいの程度に応じて受けられます。

【連絡先】 市町村 (P. 34、125)

★ 障害者控除

本人又は扶養親族等が障がい者である場合には、一定額の所得控除が受けられます。

【連絡先】 税務署 (P. 96)

★ 障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。身体的な障がいだけでなく、精神的な障がいについても、医師の判断によっては受給できる可能性があります。

【連絡先】 市町村 (P. 34、125)

★ 障害厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。

【連絡先】 年金事務所（P. 95）、勤務先庶務担当

★ 就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障がい者等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

【連絡先】 市町村（P. 34、125）、指定障害福祉サービス事業者

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★ 特別児童扶養手当

20歳未満で身体又は精神に中程度以上の障がいがある児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者に支給されます。

【連絡先】 市町村（P. 34、125）

★ 障害児福祉手当

20歳未満で身体又は精神に重度の障がいがあるために、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます。

【連絡先】 市町村（P. 34、125）

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

【連絡先】 警察（P. 42、121）
公益財団法人長野県暴力追放県民センター（P. 94）

犯罪被害により、深刻な精神的被害を受けた場合は、以下のような制度があります。

★ カウンセリング等に係る経費の公費支出

犯罪被害による精神的被害の回復に必要となる精神科等の受診又はカウンセリングに係る費用を公費で支出します。

【連絡先】 警察（P. 40、121）

【交通事故に遭った人への対応】

(特徴)

交通事故は、過失運転致死傷罪、危険運転致死傷罪等の法律上の「犯罪」に該当する場合が多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

(対応上の注意点)

交通事故に遭った場合には、以下のような手続が必要です。

● 警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡する必要があります。連絡が遅れると法令違反となったり交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があり、保険金の請求に支障が生じる場合もあります。

● 警察への診断書提出

交通事故だけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱ができません。事故当時はけがに気付かなかつたが、後だけがが明らかになった場合も同様です。

診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認するよう教示してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

【連絡先】 損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談することが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておくと、相談がスムーズに進む場合があります。

【連絡先】 長野県交通事故相談所 (P. 87)

長野県交通安全活動推進センター (P. 87)

公益財団法人日弁連交通事故相談センター (P. 88)

公益財団法人交通事故紛争処理センター (P. 88)

一般社団法人日本損害保険協会 (P. 89)

一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構 (P. 89)

経済的支援として、以下のような制度があります。

★ 政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

【連絡先】 損害保険会社

★ 生活資金、緊急時見舞金、緊急一時貸付

義務教育終了前の子弟を扶養している被害者等を対象に、入学支度金、進学等支援金、緊急時見舞金を支給する給付事業を行っています。

【連絡先】 公益財団法人交通遺児等育成基金 (P. 91)

★ 介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいを持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料を支給します。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

【連絡先】 独立行政法人自動車事故対策機構 (N A S V A) (P. 90)

★ 交通遺児育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。

【連絡先】 公益財団法人交通遺児等育成基金 (P. 91)

★ 奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障がいが残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。

【連絡先】 公益財団法人交通遺児育英会 (P. 92)

【性犯罪被害に遭った人への対応】

(特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応（P. 2「①心身の不調」参照）が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、被害者は犯人と同性の支援者に対して恐怖心を覚える場合もありますので、その時は、被害者の希望する性別の支援者が対応することが必要です。

(対応上の注意点)

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

● 警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人の希望する性別の警察官が対応するようにしています。

【連絡先】 警察署（P. 39、121）

コラム —刑法の一部改正—

従来、強姦罪は被害者を女性に限定していましたが、暴行又は脅迫を用いて「性交、肛門性交又は口腔性交（以下、性交等という。）」することを平成29年の改正により「強制性交等」と規定し、被害者の性別を問わず、加害者を処罰することができるようになりました。また、性犯罪は親告罪（告訴がなければ起訴できない）にあたりましたが、改正後は「強制性交等罪」、「強制わいせつ罪」などについて、被害者の告訴がなくても加害者を起訴できるようになりました。

更に、令和5年の改正では、強制性交等罪、強制わいせつ罪における暴行、脅迫要件が改正され、同意しない意思を形成、表明又は全うさせることができ困難な状態にさせること、あるいは相手がそのような状態にあることに乘じること等により性交等をした場合は「不同意性交等罪」、わいせつな行為をした場合は「不同意わいせつ罪」が成立することとされました。

● 警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれる他、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「希望する性別の警察官に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

【連絡先】 警察署（P. 39、121）

すぐに警察に届け出ることに消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、医療機関の受診を勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

● 緊急避妊

被害から72時間以内であれば、服薬により、妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、警察署に届け出れば、診断書料、初診料、検査費用、緊急避妊費用等を公費で支出します。

【連絡先】 産婦人科 (P. 68) 、警察署 (P. 41、121)

● 犯人に関する資料の採取

被害直後の場合には、医療機関において、けがの治療を行い、犯人に関する資料を採取しておくことで、後に警察に被害の届出をすることとなった際に証拠とすることができます。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

【連絡先】 産婦人科・泌尿器科・肛門科などの医療機関（すべての病院で対応できるわけではないので、可能な限り警察署を通した方がよい。）(P. 68) 、警察署 (P. 41、121)

● 病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に、支援者が付添いを行います。警察署に届け出れば、女性警察官が付添いを行います。

【連絡先】 民間被害者支援団体 (P. 46) 、警察署 (P. 41、121)

● 特定感染症検査

HIV抗体検査、クラミジア抗体検査、梅毒血清検査が無料・匿名でできます。

【連絡先】 保健所 (P. 66)

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

★ 証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わせないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

【連絡先】 検察庁 (P. 53) 、裁判所 (P. 49) 、民間被害者支援団体 (P. 46)

同意のない、対等でない、強要された性的行為はすべて性暴力です。精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。警察に届け出ることに消極的な場合でも、相談や関係機関への付き添いなど、被害者の希望を尊重した支援が必要です。

● 性暴力被害のワンストップ支援

性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援を可能な限りワンストップで提供し、被害者の心身の負担軽減と健康の回復を図るため、産婦人科等医療、心理、法的支援等のコーディネートを行います。

【連絡先】 長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」(P. 80)

【配偶者からの暴力を受けた人への対応】

(特徴)

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体の症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから・・」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かぬうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

(対応上の注意点)

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問い合わせは適切ではありません。

緊急性（安全性）を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておくと、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です。通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

【連絡先】 警察署（P. 39、121）、配偶者暴力相談支援センター（P. 77）、医療機関（P. 68）

緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。

加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、婦人相談所の一時保護についての情報提供を行います。

一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につなぎます。配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

【連絡先】 市町村 (P. 34、125) 、福祉事務所 (P. 65) 、配偶者暴力相談支援センター (P. 77)

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★ 保護命令

裁判所が加害者である配偶者等に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処せられます。なお、平成25年の法改正から、内縁関係を含む配偶者からの暴力等に加え同棲関係にある相手方からの暴力等を受けた場合も保護命令の対象となりました。

※ 接近禁止命令

被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを1年間禁止するもの。

※ 退去命令

被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。

ただし、住居の所有者または賃借人が被害者のみである場合、被害者の申し立てにより6か月間とすることができる。

※ 電話等禁止命令

被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。

※ 被害者と同居する未成年の子への接近禁止、電話等禁止命令

被害者に対する接近禁止命令、電話等禁止命令と同様に被害者と同居する未成年の子に対する接近や連絡等を禁止するもの。

【相談先】 警察署 (P. 39、121) 、配偶者暴力相談支援センター

【保護命令申立先】地方裁判所 (P. 49)

★ 住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。

なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

【連絡先】 市町村 (P. 34、125)

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、就職を支援する制度を活用し、自立を図ることも有効です。

→P. 99参照

【ストーカー被害に遭った人への対応】

(特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかつたことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- | | |
|----------------------------|----------------|
| ① つきまとい、待ち伏せ、押しかけ | ② 監視していると告げる行為 |
| ③ 面会、交際の要求 | ④ 亂暴な言動 |
| ⑤ 無言電話、連続した電話、ファクシミリ、電子メール | ⑥ 汚物などの送付 |
| ⑦ 名誉を傷つける | ⑧ 性的羞恥心の侵害 |
| ⑨ 位置情報無承諾取得等 | |

を行うことをいいます。ストーカー行為は、「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」を繰り返して行うことをいいます。

(対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- ア) 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- イ) 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- ウ) 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- エ) 電話の会話内容をメモ、又は録音する
- オ) 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する

【連絡先】 警察署 (P. 39, 121)

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

★ 警察からの警告、告訴

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者へ「警告」又は「禁止命令」を出すことができます。また、「ストーカー行為」等を受けている場合には、警察に届出をし、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めるすることができます。

【連絡先】 警察署 (P. 39, 121)

★ 住民票の写しの交付等の制限 (再掲P. 22)

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。

なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

【連絡先】 市町村 (P. 34, 125)

★ 無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ（電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム）や、ナンバーリクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム）、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

【連絡先】 NTT、その他の電話会社

★ 登録事項等証明書等の交付の制限

加害者が、被害者の住所等を明らかにしようとして、自動車の登録事項等証明書や検査記録事項等証明書などの書類を請求しても、運輸支局や軽自動車検査協会が交付しないように被害者自身が請求することができます。

なお、請求を受けた運輸支局等は、警察等の相談先の意見を聴くなど、措置の必要性を検討します。

【連絡先】 運輸支局、軽自動車検査協会

【虐待された子どもへの対応】

(特徴)

「児童虐待の防止等に関する法律」では、児童虐待とは、保護者が児童（18歳未満）に対して身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢（ネグレクト）、心理的虐待を行うこととされています。児童虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されないことから、児童の心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。被害を受けた子どもに適切な支援がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

児童虐待は何より児童の命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすること、さらに発生予防に努めることが重要になります。

(対応上の注意点)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は速やかに市町村、福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなればなりません（児童虐待の防止等に関する法律第6条）。

たとえ、児童や親が通告を拒む場合であっても、児童の安全を守るために通告が必要です。虐待の可能性を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、児童、家族にどのような関わりをしたら良いか、児童や親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談し、対応することが大切です。なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（児童虐待の防止等に関する法律第7条）。

ア) 児童自身から告白、相談があった場合

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聴きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聴いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては児童自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聴き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

イ) 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、児童の置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所等に通告して下さい。

【連絡先】 市町村（P. 34、125）、福祉事務所（P. 65）、児童相談所（P. 81）

コラム 一守秘義務について一

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、児童を守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

児童が大けがをしているなど、児童相談所に通告していくは生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

【連絡先】 警察署 (P. 39、121) 、消防署

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

ア) 調査

通告先機関は通告受理後、速やかに児童や家族についての調査を行います。

虐待のリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に對し児童への通信・面会が制限されます。

イ) 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問などによる支援、見守り等が実施されます。

ウ) 親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

※ これらの取組は市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ様々な機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

コラム —親権者の懲戒権と子ども虐待の関係—

親権の中の1つとして民法第822条第1項には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」と虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、児童虐待防止法第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重とともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した児童虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

3 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携

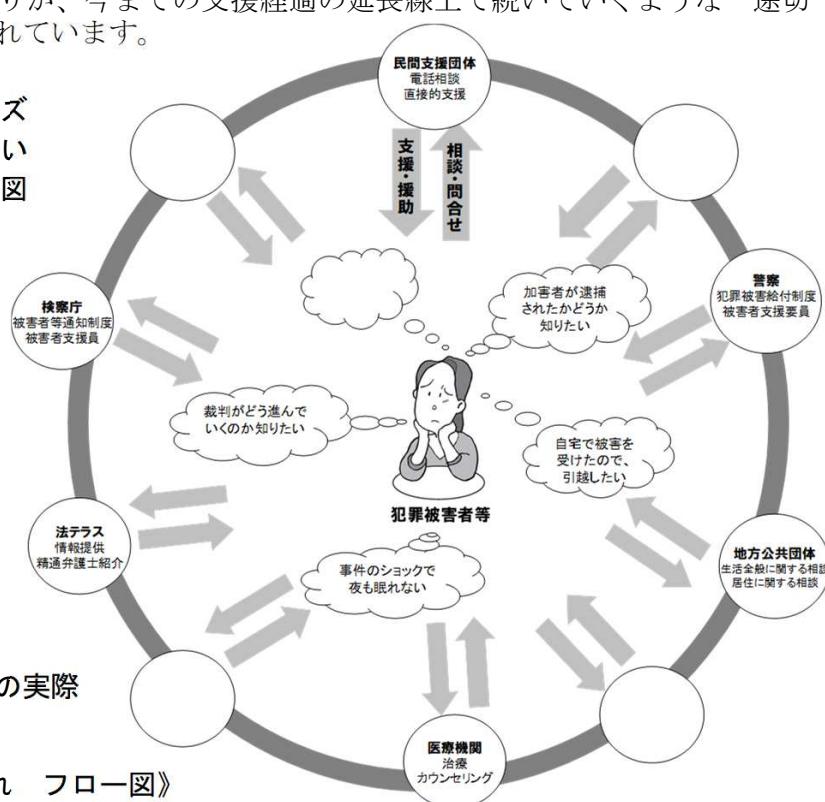
(1) 関係機関・団体の連携の必要性

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携・協働して問題に取り組むことが重要です。

また、犯罪そのものも多様であり、自機関・団体では対応しきれない被害者等が相談に訪れることもあります。そうした場合であっても、より適切な他機関・団体との連携を図ることで、支援につなげていくことが望まれます。

各機関・団体の関わりが、今までの支援経過の延長線上で続していくような“途切れない支援”が求められています。

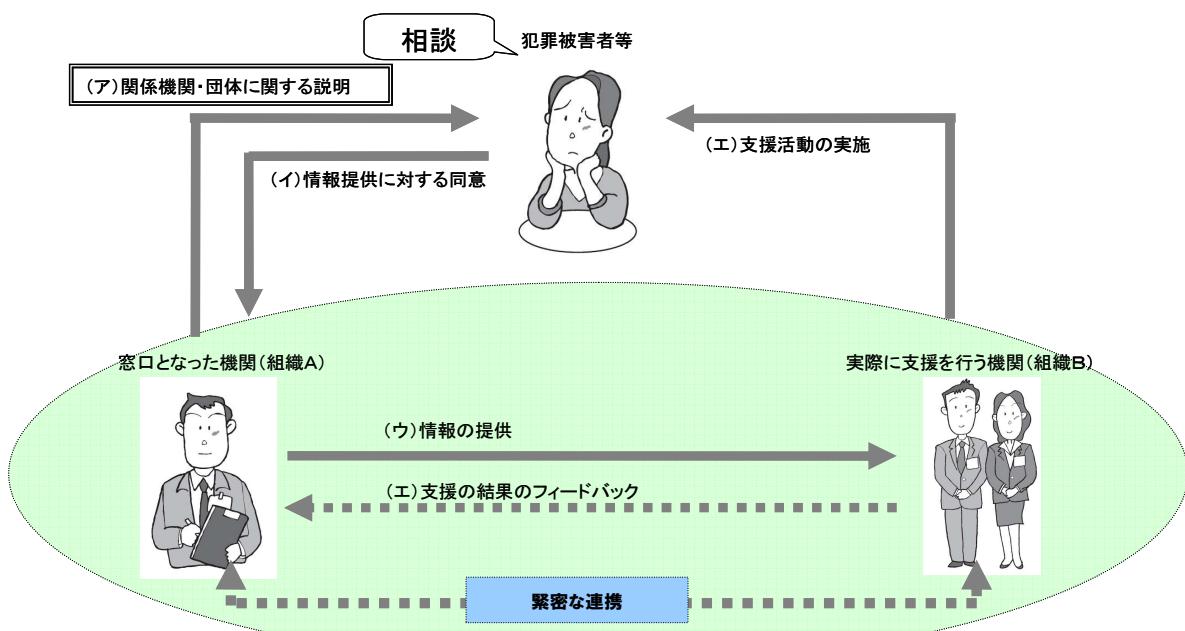
《犯罪被害者等のニーズに対応する「途切れない支援」のための連携図（イメージ）》



(2) 関係機関・団体の連携の実際

① 基本的な連携の流れ

《基本的な連携の流れ フロー図》



(ア) 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた機関・団体（組織A）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- ・組織の概要（組織形態、業務内容）
- ・行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
- ・連絡先（名称、住所、電話番号）
- ・受付時間

（イ）犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の機関・団体（組織B）を利用することを決めたら、面接相談の場合には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。また、犯罪被害者等から入手した情報については、組織B以外には伝えないこと、組織には守秘義務があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、組織Bに伝達して良い情報を確認し、伝達について同意を得ます。また、犯罪被害者等と組織Bとの連絡方法（例、犯罪被害者等から組織B（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に電話をする）について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Bと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

《最低限伝えるべき情報》

- ・氏名、性別、被害当事者との関係
- ・電話番号
- ・犯罪等被害の概要
- ・希望する支援の内容

《状況に応じて伝えるべき情報》

- ・住所
- ・生年月日
- ・犯罪被害発生日
- ・被害の程度、障がいの有無
- ・紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- ・これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

（ウ）犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Bに連絡をし、犯罪被害者等への支援を行っていくために組織Bでの対応が必要であることを伝え理解を得た上で、犯罪被害者等の同意を得た情報を、組織Bに伝達します。

その際、組織Bにおいて、事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば、組織Aに伝達を依頼します。

犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝え、組織Bに関する追加情報があれば、それを伝えます。

また、組織Bにおいて、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。さらに、組織Bにおいて、支援が受けられない可能性も考えられますので、組織Bでの支援について確約するような説明は避けてください。また、犯罪被害者等が組織Bに望んでいた支援と異なる時には、組織Aに再度相談できることを伝えます。

(エ) 支援活動の実施

組織Bでは、組織Aからの情報を参考にし、犯罪被害者等に対応します。また、必要に応じて、対応結果について、組織Aにフィードバックをします。

(オ) より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。たとえば、犯罪被害者等の状況に応じて、組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えられます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的にカンファレンスを開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報の取扱に注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかはしばしば問題になります。「途切れない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭におき、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

② 連携の際の留意点

(ア) 相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まない、といったことにもなりかねません。

日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

(イ) 犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じることがないように努めてください。「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることに繋がります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

(ウ) 正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。当該被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、〇〇機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

(エ) 情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、口頭の場合には周囲に聞こえないようにする、FAXの場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する、Eメールの場合にはパスワードを付す、被害者等の実名の記載は避けて、アルファベットのイニシャルのみにするなどの工夫をするなどし、絶対に情報が流出することのないように注意してください。不安の強い被害者等の場合は、被害者の目の前で関係機関に電話をかけたり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。

4 各機関・団体における支援業務

- 注) • (支援概要)において、費用に関する記載のないものは、無料です。
• (対象要件等)の記載がないものは、犯罪被害者等すべての方が対象となります。

＜総合的な対応＞

(1) 長野県	32	(23) 福祉事務所	64
(2) 市町村	34	(24) 保健所	65
(3) 警察	39	(25) 市町村保健センター	66
(4) 法テラス	44	(26) 社会福祉協議会	66
(5) 民間被害者支援団体	46	(27) 地域包括支援センター	67
(6) 公益財団法人 犯罪被害救援基金	47	(28) 医療機関(病院・診療所等)	68
(7) 海上保安庁	48	(29) 医療安全支援センター	68

＜司法関連＞

再掲 (4) 法テラス	44	(30) 長野県公認心理師・ 臨床心理士協会	69
(8) 地方裁判所・簡易裁判所	49	(31) 長野県社会福祉士会	69
(9) 家庭裁判所	51	(32) 長野県精神保健福祉士協会	70
(10) 檢察庁	53	＜就労関連＞	
(11) 弁護士会	56	(33) 労働基準監督署	71
(12) 司法書士会	56	(34) ハローワーク	71

＜刑事施設・保護観察所等＞

(13) 矯正管区	57	(35) 総合労働相談コーナー	73
(14) 刑事施設	57	(36) 生活就労支援センター 「まいさぼ」	74
(15) 少年鑑別所	58	(37) 長野県労政事務所	76
(16) 少年院	58	(38) ポリテクセンター (職業能力開発促進センター)	76
(17) 地方更生保護委員会	59		
(18) 保護観察所	60	＜女性・子ども＞	

＜人権・外国人対応＞

(19) 法務局・地方法務局	61	(39) 配偶者暴力相談支援センター	77
(20) 外国人在留総合インフォメーション センター	62	(40) 長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”	77
(21) 長野県多文化共生相談センター	63	(41) 長野県女性相談支援センター	78
		(42) 女性自立支援施設	79
		(43) 長野県性暴力被害者支援センター	80

＜保健・医療・福祉＞

(22) 長野県精神保健福祉センター	64	(44) 長野県児童虐待・DV24時間 ホットライン	80
--------------------	----	-------------------------------	----

(45) 子ども支援センター	81
(46) 児童相談所	81
(47) 児童家庭支援センター	81
(48) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援 施設・児童心理治療施設	83
(49) 母子生活支援施設	83
(50) ファミリー・サポート・センター	84
(51) 子ども虐待に特化した民間防止団体	84
(52) 教育委員会	85
(53) 学校	86
(54) 独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	86

＜交通事件＞

(55) 長野県交通事故相談所	87
(56) 長野県交通安全活動推進センター	87
(57) 公益財団法人 日弁連交通事故相談 センター	88
(58) 公益財団法人 交通事故紛争処理 センター	88
(59) 一般社団法人 日本損害保険協会	89
(60) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争 処理機構	89
(61) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (N A S V A)	90
(62) 公益財団法人 交通遺児等育成基金	91
(63) 公益財団法人 交通遺児育英会	92
(64) 北陸信越運輸局長野運輸支局	93

＜その他＞

(65) 公益財団法人 長野県暴力追放県民 センター	94
(66) 長野いのちの電話	94
(67) 消費生活センター	95
(68) 年金事務所	95
(69) 全国健康保険協会の支部	96
(70) 税務署	96
(71) 長野県各県税事務所	97

総合的な対応

(1) 長野県

(組織の紹介)

長野県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進しており、総合的な支援体制の整備、犯罪被害者等支援の各種相談窓口の設置、被害者支援に関する情報提供、早期回復・生活再建に向けた支援、県民理解増進のための広報・啓発などの取組を行っています。

犯罪被害者等総合支援窓口

(支援概要)

犯罪被害に遭われた方やそのご家族などからのご相談やお問い合わせに対応し、関係機関、関係団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、適切な支援を受けられるよう、総合的な対応を行います。

(窓口)

(県民文化部 人権・男女共同参画課)

026-235-7106 平日9:00~17:00

犯罪被害者等見舞金給付制度

(支援概要)

殺人や傷害など故意の犯罪行為により、生命、身体に被害を受けた犯罪被害者及びそのご遺族の方が、被害後に直面する経済的な負担を軽減し、日常生活や社会生活等の早期回復を図ることができるよう、見舞金を給付します。

※令和4年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害に限ります。

(給付額と対象要件)

- ・遺族見舞金（60万円）
亡くなられた犯罪被害者のご遺族で、県内に住所を有する第一順位遺族に給付
- ・重傷病見舞金（20万円）
犯罪行為によって、療養期間が1か月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病（精神疾患については、療養期間が1か月以上かつ3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った犯罪被害者本人に給付

(窓口)

犯罪被害者等総合支援窓口 026-235-7106

弁護士による無料法律相談制度

(支援概要)

犯罪被害者等支援に精通している弁護士を紹介するとともに、初回の法律相談料金を公費負担し（1時間まで）、犯罪被害者等が抱える法律問題の円滑な解決を図ります。

(対象要件)

県内にお住まいの犯罪被害者等

(窓口)

犯罪被害者等総合支援窓口 026-235-7106

総合的な対応

犯罪被害者等の公営住宅への優先入居

(支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）が県営住宅の入居募集に応募した場合、2回抽選することができる制度があります。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当することが客観的に証明できる方

- ①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった犯罪被害者等
- ②現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等

(窓口)

【入居についてのご相談】県営住宅を管轄する建設事務所 建築担当課 (P. 119)

【制度についてのご質問】建設部 建築住宅課 公営住宅室

026-235-7337

犯罪被害者等の公営住宅（福祉用）への入居

(支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）であるとの事実が確認できた方については、公募によらず福祉を目的とした県営住宅への入居許可を行います。

(対象要件等)

上記「犯罪被害者等の公営住宅への優先入居」と同じ。

(窓口)

【入居のご相談】県営住宅を管轄する建設事務所 建築担当課 (P. 119)

【制度についてのご質問】建設部 建築住宅課 公営住宅室

026-235-7337

配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居

(支援概要)

配偶者からの暴力被害者が県営住宅の入居募集に応募した場合、2回抽選することができる制度等があります。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ①女性相談支援センター所長又は福祉事務所長から入居依頼文書の交付を受けた方
- ②配偶者暴力防止等法に基づき配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出てされてから5年以内の被害者

(窓口)

【入居のご相談】県営住宅を管轄する建設事務所 建築担当課 (P. 119)

【制度についてのご質問】建設部 建築住宅課 公営住宅室

026-235-7337

総合的な対応

配偶者からの暴力被害者の公営住宅（福祉用）への入居

（支援概要）

配偶者からの暴力により従前の住宅に居住することが困難となった被害者等から入居申込みがあった場合は、公募によらず福祉を目的とした県営住宅への入居許可を行います。

（対象要件等）

前ページ「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居」と同じ。

（窓口）

【入居のご相談】県営住宅を管轄する建設事務所 建築担当課（P. 119）

【制度についてのご質問】建設部 建築住宅課 公営住宅室

026-235-7337

配偶者以外の者からの暴力被害者についても、女性相談支援センター所長、福祉事務所長又は市町村から入居依頼文書の交付を受けた下記の方に対しては、公営住宅への優先入居及び福祉目的空家への入居の制度があります。

- ア 親族又は従前居住していた住宅の同居者等からの暴力の被害者である女性
- イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第3項に規定する「高齢者虐待」を受けた者と市町村が認めた者
- ウ 障がい者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第3項に規定する「障害者虐待」を受けた者と市町村が認めた者

保健・医療・福祉、就労関連、女性・男性・子ども、交通事故、その他の県の相談窓口・支援業務については、それぞれ66ページ以降の各分野の支援業務の項目に掲載しています。

（2）市町村

市町村によって実施していない事業がありますので、詳細は各市町村の犯罪被害者等支援担当窓口（P. 125参照）にお問い合わせください。

（組織の紹介）

犯罪被害者等支援の各種相談窓口の設置、被害者支援に関する情報提供、県民理解増進のための広報・啓発などの取組を行っています。

相談業務

（支援概要）

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うと共に、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

遺族基礎年金

（支援概要）

国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」がいる場合に支給します。

（対象要件等）

- 1 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が死亡したときに、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの、死亡した被保険者の被保険者期間に保険料納付済期間及び免除期間が3分の2以上あること。
または、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がないこと（令和8年3月末日までの死亡に限る）。
- 2 死亡した方に生計を維持されていた18歳に達した年度の年度末までの子、又は1、2級の障がいの状態にある20歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を維持されていた配偶者であること。

障害基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障がいが残った場合などに一定額を支給します。身体的な障がいのみならず、精神的な障がいについても、受給できる可能性があります。

(対象要件等)

- 1 国民年金の被保険者期間中または被保険者の資格を失った後でも、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障がいの原因となった病気やけがの初診日がある方が以下の要件に該当していること。
 - ・初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日に、1、2級の障がいの状態にあること。
 - ・初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までの保険料納付済期間および免除期間が被保険者期間の3分の2以上あること。
 - ・初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がないこと（初診日が令和8年4月1日前に限る）。
- 2 初診日が20歳前にある場合は、20歳になったときに1、2級の障がいの状態にあること。

特別障害者手当

(支援概要) (対象要件等)

精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、手当を支給します。

身体障害者手帳の交付

(支援概要)

身体に障がいのある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、障がい福祉サービスの利用申請が可能となり、また、福祉医療費給付、各種税の減免及び控除、運賃の割引などのサービスが障がいの程度に応じて受けられます。

※ 診断書作成料は有料です。

※ 市町村により利用できるサービスの内容が異なるので、お問い合わせください。

(対象要件等)

視覚・聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方

精神障害者保健福祉手帳の交付

(支援概要)

精神疾患有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、自立支援医療費支給制度申請の簡素化、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、旅客運賃割引、携帯電話料金の割引などが受けられます。

※ 診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、発達障がい、器質精神病（認知症・高次脳機能障害等）及びその他の精神疾患有により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

総合的な対応

自立支援医療費支給制度

(支援概要) (対象要件等)

障害者総合支援法に基づいて、障がいの除去・軽減を図る医療に対し、医療費の支給を行います。

自立支援医療費の支給としては、精神通院医療（精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な方）、育成医療（身体上の障がい・疾患があり手術等が必要な18歳未満の方）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障がいを除去・軽減するために必要な医療を要する18歳以上の方）があり、所得の状況に応じて自己負担上限額が設定されています。ただし、所得の状況によっては自立支援医療が利用できない場合がありますので、ご注意ください。

福祉医療費給付制度

(支援概要)

乳幼児等、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について助成が受けすることができます。

ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費は除きます。

※ 市町村により制度の名称、対象要件等が異なります。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

（※町村にお住まいの方は、県保健福祉事務所（福祉事務所）（P. 64）が窓口です。）

(支援概要)

母子家庭の母・父子家庭の父やその扶養している児童、寡婦やその被扶養者などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉を増進するため、児童等の就学に必要な資金などの貸付けを行います。

(対象要件等)

- ・配偶者のいない（死別、離婚、生死不明、法令による拘禁（長期）、労働能力喪失、未婚の母等）女子若しくは男子で20歳未満の児童を扶養している方又はその扶養している児童
- ・寡婦又はその被扶養者

高等職業訓練促進給付金等事業

（※町村にお住まいの方は、県保健福祉事務所（福祉事務所）（P. 64）が窓口です。）

(支援概要)

母子家庭の母及び父子家庭の父が看護師等、就職に有利で効果的な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に、修学期間の一定期間について、毎月一定額支給するとともに、入学金の負担を軽減するため、修了支援給付金を支給します。

(対象要件等)

以下の要件にすべて該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得基準にあること
- ・修業年限1年以上の養成機関で一定の過程を修業し、対象資格の取得が見込まれるもの
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの
- ・過去に訓練促進給付金の支給を受けていないこと

総合的な対応

自立支援教育訓練給付金事業

(※町村にお住まいの方は、県保健福祉事務所（福祉事務所）（P. 64）が窓口です。)

(支援概要)

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(対象要件等)

以下の要件にすべて該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得基準にあること
- ・当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること
- ・原則、過去に訓練給付金を受給していないこと

母子家庭等就業・自立支援事業

(※町村にお住まいの方は、県保健福祉事務所（福祉事務所）（P. 64）が窓口です。)

(支援概要)

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(対象要件等)

母子家庭等（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。）

児童手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する子どもを養育している方に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

国内に住所があり、中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している方。

児童扶養手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を監護する母、父又は養育する者に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

国内に居住地を有し、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあり（20歳未満で政令で定める程度の障がいを有する児童を含む。）、次のいずれかの状態にある児童を監護する母、父又は養育する者

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が重度の障がいを有する児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

ただし、様々な支給制限があります。

障害児福祉手当

(支援概要) (対象要件等)

精神又は身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対して、手当を支給します。

総合的な対応

特別児童扶養手当

(支援概要) (対象要件等)

精神又は身体に障がいを有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対し、手当を支給します。

要保護及び準要保護児童生徒援助費

(支援概要)

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(対象要件等)

国内に住所を有し、小学校又は中学校に在籍する児童生徒若しくは、翌年度の入学予定者の保護者で、生活保護受給者又は市町村教育委員会がそれに準じる保護者と認定した方。認定基準や金額などの制度の内容は市町村により異なりますので、お住まいの市町村教育委員会までお問い合わせください。

一時預かり

(支援概要)

様々な事情によって一時的に家庭で子どもの保育が困難となった場合、保育所等で一時的に子どもを預かります。

※ 利用料金は有料です。

(対象要件等)

常日頃、保育所を利用していない家庭で、保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担の解消等の理由で、一時的に家庭における育児が困難となった乳幼児

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(支援概要)

保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行っています。

※ 所得に応じ、利用料を負担していただきます。

(対象要件等)

以下の事由に該当する家庭の児童、母子等

- ・児童の保護者の疾病
- ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神の事由
- ・出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ・冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ・経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

総合的な対応

夜間養護等（トワイライトステイ）事業

（支援概要）

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、児童養護施設等においてその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。また、宿泊できる場合もあります。

※ 所得に応じ、利用料を負担していただきます。

（対象要件等）

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童

無料法律相談

（支援概要）

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が無料の法律相談を行っています。

住民票の写しの交付等の制限

（支援概要）

配偶者からの暴力やストーカーから逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。

なお、提出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

（対象要件等）

- ・市町村の住民基本台帳に記載されている方、又は戸籍の附票に記載されている方
- ・配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者であり、暴力により生命または身体に危害を受けるおそれや反復してつきまとひ等を受けるおそれのある方

住民税（個人県民税・市町村民税）の所得控除

（支援概要）

盗難に遭い損失が発生した場合、一定の金額が雑損控除として総所得金額等から控除されます。

※ 所得税についても同様の制度があります。詳細については最寄りの税務署にお問い合わせください。

（窓口）

各市町村民税担当課

（3） 警察

長野県警察本部、警察署の所在地、電話番号はP.121参照

（組織の紹介）

公的機関として被害の届出を最初に受けることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関です。

被害者の手引の作成・配付

（支援概要）

刑事手続の概要、捜査へのご協力のお願い、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成・配付しています。

総合的な対応

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯等の被害者及び家族、又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(窓口)

警察署事件担当課

被害者連絡制度

(支援概要)

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯等の被害者及び家族、又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(窓口)

警察署事件担当課

地域警察官による被害者訪問・連絡活動

(支援概要)

犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性の警察官による訪問・連絡活動を行います。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者及び家族、又はその遺族が希望した場合

(窓口)

警察署事件担当課 → 警察署地域課

各種相談窓口

(支援概要)

犯罪被害者等のニーズに応じて、警察本部に個別の相談窓口を設け、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員を配置しています。

(窓口)

- 相談専用電話
026-233-9110 プッシュ回線からは「#9110」
- 性犯罪相談「性犯罪被害ダイヤルサポート110」
0120-037-555 プッシュ回線からは「#8103」
- 少年相談「ヤングテレホン」
026-232-4970
- 暴力団に関する相談「暴力追放ダイヤル」
026-235-1224

カウンセリング等に係る経費の公費支出

(支援概要)

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等の精神的被害回復のために、精神科医等による診察又はカウンセリングに係る経費を公費支出します。

(対象要件等)

- ・生命又は身体を害する犯罪行為などの犯罪被害者等のうち、犯罪被害に起因する精神的被害、不安や悩み事等が深刻であり、精神的被害の回復のために、専門家による診察やカウンセリングを要すると認められる方
- ・除外事由があり、公費支出できない場合があります。

(窓口)

警察署事件担当課

犯罪被害者等給付金

(支援概要)

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援しています。

給付金には、次の3種類があります。

- ・「遺族給付金」：
犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額
- ・「重傷病給付金」：
負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額
- ・「障害給付金」：
犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額

(対象要件等)

- ・「遺族給付金」：
亡くなられた犯罪被害者の第一順位遺族
- ・「重傷病給付金」：
重傷病（療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾患。PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることを要する。）を負った犯罪被害者本人
- ・「障害給付金」：
障害等級第1級から14級の障害が残った犯罪被害者本人

(窓口)

警察本部警務課 犯罪被害者支援室 026-233-0110（代表）

診断書料等の公費支出

(支援概要)

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書料等に要する費用の一部について公費支出します。

(対象要件等)

- ・傷害等身体犯の被害者
- ・除外事由があり、公費支出できない場合があります。

(窓口)

警察署事件担当課

再被害防止

(支援概要)

犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。

(対象要件等)

再被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講じる必要がある犯罪被害者等

(窓口)

警察署事件担当課

性犯罪被害者への支援

(支援概要)

被害者の心情に配慮した捜査、性犯罪被害相談窓口の設置、証拠採取における配慮、緊急避妊等の経費負担（初診料、診断書料、緊急避妊費用等）、交番・鉄道警察隊における女性被害相談所の設置等を行っています。

総合的な対応

(窓口)

警察署事件担当課

被害少年への支援

(支援概要)

被害少年の精神的ダメージを軽減しその立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。

(窓口)

少年サポートセンター 026-232-4970
警察署生活安全課 (係)

児童虐待への対応

(支援概要)

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、子どもの保護に当たったり、少年相談専門職員、少年警察担当警察官等による児童のカウンセリング、保護者に対する指導等を行っています。虐待が犯罪に当たる場合は適切な事件化に努めています。

(窓口)

事案対応 警察本部 人身安全対策課 026-233-0110 (代表)
被害少年支援 少年サポートセンター 026-232-4970
警察署生活安全課 (係)

暴力団犯罪の被害者への支援

(支援概要)

公益財団法人長野県暴力追放県民センター、弁護士会の民事介入暴力対策委員等との連携により、被害回復交渉についての助言、暴力団犯罪の被害者に対して傷害被害の程度に応じた給付金の支給や被害者による損害賠償請求に対する支援等を行っています。

(窓口)

警察本部組織犯罪対策課 026-235-1224 (暴力追放ダイヤル)
警察署刑事課 (係)
(公財)長野県暴力追放県民センター 026-235-2140

交通事故被害者への支援

(支援概要)

交通事故相談窓口を設け、交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。

(窓口)

警察署交通課

配偶者からの暴力事案に対する対応

(支援概要)

配偶者からの暴力事案には、加害者の検挙、指導警告、被害者への防犯指導等により、暴力被害の防止措置を講ずるほか、裁判所が被害者の申立てにより保護命令を発する際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っています。

(窓口)

警察署生活安全課 (係)

総合的な対応

ストーカー事案に対する対応

(支援概要)

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

(窓口)

警察署生活安全課（係）

高齢者・障がい者虐待への対応

(支援概要)

専門機関である市町村と連携し、虐待を受けた高齢者・障がい者の保護と養護者等の支援を行います。

虐待が犯罪に当たる場合は、事件化に努めています。

(窓口)

市町村
警察署生活安全課（係）

被害者等の一時避難場所の確保に係る公費支出

(支援概要)

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により、一時的に避難するための宿泊場所の費用を支出します（費用の上限あり）。

(対象要件等)

- ・殺人、強盗、性犯罪等の被害者及びその家族又は遺族
- ・除外事由があり、公費支出できない場合があります。

(窓口)

警察署事件担当課

司法解剖後の遺体搬送に係る経費の公費支出

(支援概要)

司法解剖が行われた場合、遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費の一部を公費支出します。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害致死等、人の生命又は身体を害する犯罪行為及びひき逃げ事件により死亡した被害者の司法解剖を行った場合。
- ・除外事由があり、公費支出できない場合があります。

(窓口)

警察署事件担当課

ハウスクリーニングに係る経費の公費支出

(支援概要)

犯罪被害者の自宅等が犯行現場となり、室内が血痕、吐しゃ物等で汚損された場合の清掃に係る経費の一部を公費支出します。

(対象要件等)

- ・犯罪被害者等の居宅等が犯行現場となり、その犯行行為により血痕、吐しゃ物等により住居が汚染された事件で、原則として、被害後も被害者等がその住居に居住する場合。
- ・除外事由があり、公費支出できない場合があります。

(窓口)

警察署事件担当課

総合的な対応

(4) 法テラス：日本司法支援センター

(組織の紹介)

平成18年4月に、総合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。
法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、

- ① 刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供
 - ② 犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内
 - ③ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- を行っています。

コールセンター・犯罪被害者支援ダイヤル

(支援概要)

犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。

※ 料金は全国どこからでも 3分8.5円（税別）です。

（電話番号）0570-079714（「なくことないよ」）

利用時間 平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00

・IP電話からは、03-6745-5601

・金銭の貸し借りや相続など、様々な法的トラブルについては、サポートダイヤル（0570-078374「おなやみなし」）も設け、情報提供しています。

犯罪被害者支援

(支援概要)

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族に対し、刑事手続きへの適切な関与や、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度、犯罪被害者支援団体に関する情報を提供します。

また、内容によっては犯罪被害者等の支援に経験や理解のある弁護士を紹介します。

(対象要件等)

制限はありません

(窓口)

法テラス長野地方事務所

・電話 0570-078327

相談時間 平日 9:00～17:00

面談時間 平日 9:00～17:00

コールセンターでも受け付けています。

・コールセンター

電話 0570-079714

平日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00

・ホームページ（24時間いつでも情報の検索や問い合わせが可能）

URL <https://www.houterasu.or.jp/>

D V等犯罪被害者法律相談援助

(支援概要)

特定侵害行為（D V、ストーカー、児童虐待）を現に受けている方に対し、特定侵害行為による再被害の防止に関する必要な法律相談（刑事・民事を問わない）を実施します。

- ・一定の基準を超える資産（法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円超）をお持ちの方には、後日、相談料（5,000円+消費税）をご負担いただきます。
- ・相談の回数には限度があります。

(対象要件等)

- ・申込者がD V等（D V、ストーカー、児童虐待）の被害者であること（代理相談はできません。）
- ・再被害の防止に関する必要な法律相談であること
- ・D V等被害者法律相談援助の趣旨に反しないこと

(窓口)

日本司法支援センター長野地方事務所

電話：0570-078327（平日9：00～17：00）

法テラスホームページ：<https://www.houterasu.or.jp/>

国選被害者参加弁護士の選定に関する業務

(支援概要)

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人の意見を聴いて、被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知するほか、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払業務などを行います。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた被害者や直系親族などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方（被害者参加人）であること
- ・資力（現金・預金等）に関する基準額（200万円未満）に該当すること（6か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。）

民事法律扶助業務

(支援概要)

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用などの立て替えを行います。

※費用は、原則として毎月分割で償還（お支払）していただきます（無利息）。

(対象要件等)

- ・収入等が一定額以下であること
- ・勝訴の見込みがないとはいえないこと（法律相談については、この条件は不要です。）
- ・民事法律扶助の趣旨に適すること

総合的な対応

日弁連委託援助業務

(支援概要)

告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。

※ 要した費用について、負担をしていただく場合があります。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力（DV）、ストーカー等の被害を受けた方やその家族
- ・収入等の要件に該当すること
- ・弁護士に依頼する必要性・相当性があること

(窓口) 日本司法支援センター長野地方事務所

〒380-0835 長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4階

電話：0570-078327（平日9:00～17:00）

法テラスホームページ：<https://www.houterasu.or.jp/>

(5) 民間被害者支援団体 (犯罪被害者等早期援助団体 認定NPO法人 長野犯罪被害者支援センター)

(組織の紹介)

犯罪被害者等に対して、様々な支援を行っている民間被害者支援団体があります。

長野県では、認定NPO法人長野犯罪被害者支援センターが県内唯一の民間被害者支援団体として活動を行うとともに、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性などについての広報啓発活動も行っています。

また、長野県公安委員会から、「犯罪被害者等早期援助団体」として指定を受けています。

電話相談・面接相談

(支援概要)

相談員（被害者支援について専門的な研修を積んだ者）による継続的な相談を行っています。必要に応じ、警察や検察庁等の他の支援機関等の情報提供や紹介を行っています。

(窓口)

犯罪被害者等早期援助団体 認定NPO法人 長野犯罪被害者支援センター

長野 026-233-7830

中信 0263-73-0783

（受付：平日10:00～16:00）

直接的支援

(支援概要)

自宅訪問、警察署・病院・検察庁・刑事裁判への付添い等を必要に応じ行っています。

総合的な対応

被害者緊急支援金支給事業

(支援概要)

相談を受理し、支援を行っている被害者に対し、必要に応じて支援金を支給するものです。

(対象要件等)

本組織による支援を受けている、生命・身体犯等の被害者及び遺族のうち、資力要件・必要性・緊急性要件に該当する方

(窓口) 犯罪被害者等早期援助団体

認定NPO法人 長野犯罪被害者支援センター

〒380-0836 長野市大字南県町685番地2号 長野県食糧会館3階

電話：026-233-7848 FAX：026-233-7847

ホームページ <http://nagano-vs.net/>

(6) 公益財団法人 犯罪被害救援基金

(組織の紹介)

国民の净资产からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

奨学金給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金を給与します（給与のため返済の必要はありません）。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・ 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障がいを受けた方の子弟
- ・ 犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子弟
- ・ 学校等に在学し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子弟
- ・ 幼稚園等に在所又は在園し、学資の支払いが困難であると認められる3歳以上の子弟

生活の指導・相談事業

(支援概要)

犯罪被害により受けた精神的被害の緩和に努めています。

(対象要件等)

- ・ 奨学生、その保護者

(窓口)

電話相談コーナー 03-5226-1021

(窓口) 公益財団法人 犯罪被害救援基金

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-6平河町共済ビル内

電話：03-5226-1020 FAX：03-5226-1023

総合的な対応

(7) 海上保安庁

(組織の紹介)

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、各海上保安部署の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

被害者連絡制度

(支援概要)

事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。

(対象要件等)

- 海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

犯罪被害者等支援制度

(支援概要)

各海上保安部署において、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明などを行います。

(対象要件等)

- 海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

(支援概要)

司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体を遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を一部公費により負担しています。

(対象要件等)

- 海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族

その他の支援

(支援概要)

1 犯罪被害者等の安全確保

犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。

2 女性被害者への配慮

性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしています。

(対象要件等)

- 海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

海上保安庁：

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/01kanku/hanzaihigaisya/hanzaihigai.pdf>

※長野県内には該当機関はありません。

(再掲) (4) 法テラス：日本司法支援センター

P. 45参照

(8) 地方裁判所・簡易裁判所**(組織の紹介)**

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

裁判の優先的傍聴**(支援概要)**

傍聴希望者が多い刑事事件等で、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(窓口)

事件を審理している裁判所（検察官を介して申請することもできます。）

事件記録の閲覧・謄写（コピー）**(支援概要)**

原則として、刑事事件の記録の閲覧、謄写することができます。

※ 閲覧・謄写の手数料として収入印紙150円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・第1回公判期日後、その事件の終結（確定）まで
- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(窓口)

事件を審理している裁判所

意見陳述

P. 54参照

証言する場合の不安等緩和措置**(支援概要)**

事案によっては法廷で証言する際、心理カウンセラーや民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間について立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。

(窓口)

- ・検察官（刑事事件のみ）又は事件を審理している裁判所

司法関連

被害者に関する情報の保護

P. 55参照

刑事裁判への参加（被害者参加制度）

P. 54参照

損害賠償命令制度

（支援概要）

刑事案件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

※ 申立手数料として収入印紙2,000円と、別途郵便切手が必要です。

（対象要件等）

殺人、傷害等の一定の刑事案件について

- ・被害者
- ・被害者の一般承継人（相続人など）

ただし、平成20年12月1日以降に起訴された事件を対象とし、当該事件の弁論の終結までに申立てをする。

（窓口）

事件を審理している地方裁判所

刑事和解

（支援概要）

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。

示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※ 申立手数料として収入印紙2,000円が必要です。

（対象要件等）

- ・被害者
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（窓口）

事件を審理している裁判所

ホームページ

裁判所における犯罪被害者保護施策：

<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

犯罪によって被害を受けた方へ：

http://www.courts.go.jp/vcms_lf/higaiouketakatae-leaflet271022.pdf

※長野県内の裁判所

裁判所名	郵便番号	所在地	電話番号
長野地方裁判所		長野市旭町1108	026-403-2008
長野家庭裁判所	380-0846	(JR長野駅善光寺口から中心市街地循環バス「ぐるりん号」合同庁舎前下車)	(庶務)
長野簡易裁判所			
長野家庭裁判所 飯山出張所	389-2253	飯山市大字飯山1123 (JR飯山駅から徒歩15分)	0269-62-2125 (代表)
長野簡易裁判所			
長野地方裁判所 上田支部		上田市中央西2-3-3	0268-40-2201
長野家庭裁判所 上田支部	386-0023	(上田駅から秋和行きバス花園下車)	(庶務)
上田簡易裁判所			

裁判所名	郵便番号	所在地	電話番号
長野地方裁判所 佐久支部 長野家庭裁判所 佐久支部 佐久簡易裁判所	385-0022	佐久市岩村田1161 (JR岩村田駅から徒歩約5分、佐久平駅よりタクシー約5分、佐久ICより車約7分)	0267-67-1538 (庶務)
長野地方裁判所 松本支部 長野家庭裁判所 松本支部 松本簡易裁判所	390-0873	松本市丸の内10-35 (JR松本駅から徒歩約20分、松本駅お城口21番バス乗り場から松本周遊バス「タウンスニーカー北コース」利用「池上百竹亭」下車、松本バスターミナル3番バス乗り場から「松本城経由美ヶ原温泉行」利用「松本城・市役所前」下車)	0263-32-3043 (庶務)
長野家庭裁判所 木曾福島出張所 木曾福島簡易裁判所	397-0001	木曽郡木曽町福島6205-13 (JR木曾福島駅から徒歩5分)	0264-22-2021 (代表)
長野家庭裁判所 大町出張所 大町簡易裁判所	398-0002	大町市大町4222-1 (JR信濃大町駅から徒歩15分)	0261-22-0121 (代表)
長野地方裁判所 諏訪支部 長野家庭裁判所 諏訪支部 諏訪簡易裁判所	392-0004	諏訪市諏訪1-24-22 (JR上諏訪駅から徒歩5分)	0266-52-9211 (庶務)
岡谷簡易裁判所	394-0028	岡谷市本町1-9-12 (JR岡谷駅から徒歩5分、長野自動車道岡谷ICから車で10分)	0266-22-3195 (代表)
長野地方裁判所 飯田支部 長野家庭裁判所 飯田支部 飯田簡易裁判所	395-0015	飯田市江戸町1-21 (中央道飯田ICからは、飯田バイパス(R153)「別府」交差点(左折)経由で約15分)	0265-22-0189 (庶務)
長野地方裁判所 伊那支部 長野家庭裁判所 伊那支部 伊那簡易裁判所	396-0026	伊那市西町4841 (JR伊那市駅から徒歩約10分)	0265-72-2770 (庶務)

(9) 家庭裁判所

(組織の紹介)

夫婦や親子関係などの争いごとを解決するための審判や調停などと、罪を犯したと疑われる少年や罪を犯すおそれのある少年に対する再非行防止のために最も適した措置を決めるための調査、審判を行います。少年審判手続には、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。

事件記録の閲覧・謄写 (コピー)

(支援概要)

審判を開始すると決定された事件については、少年や関係者のプライバシーに深くかかわるものを除いては、原則として少年事件に関する事件記録の閲覧、謄写をすることができます。ただし、決定確定後、3年間を経過したときは、閲覧、謄写をすることはできません。

※ 閲覧・謄写の手数料として収入印紙150円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

司法関連

(窓口)

事件を審理している裁判所又は審理した裁判所

意見陳述

(支援概要)

少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(窓口)

事件を審理している裁判所

審判結果の通知

(支援概要)

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。ただし、決定確定後3年を経過したときはできません。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(窓口)

事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判状況の説明

(支援概要)

少年事件において、審判期日における審判の状況について裁判所が相当と認めるときは説明を受けることができます。確定後3年を経過したときは、説明を受けることはできません。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(窓口)

事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判傍聴

(支援概要)

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。

(対象要件等)

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や過失運転致死傷等の一定の重大事件によって

1 被害者が亡くなった場合

- ・亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

2 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（窓口）

事件を審理している裁判所

ホームページ

裁判所による犯罪被害者保護施策：

<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

少年犯罪によって被害を受けた方へ：

http://www.courts.go.jp/vcms_1f/h28syounenn_higaisya.pdf

（10）検察庁

（組織の紹介）

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求します。

被害者支援としては、様々な相談に応じたり、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供するなどしています。

被害者支援担当者による支援

（支援概要）

犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っており、全国の各地方検察庁に被害者専用電話・FAXとして被害者ホットラインを設置しています。

（窓口）

各地方検察庁設置の被害者ホットライン

長野地方検察庁被害者ホットライン

電話：026-232-8180（平日8：30～17：15）

被害者等通知制度

（支援概要）

刑事事件の処分結果、刑事裁判の結果、加害者の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を通知します。

（対象者）

- ・被害者
- ・被害者の親族又はそれに準ずる方
(親族に準ずる方とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- ・目撃者その他の参考人等（一部の通知を除く。）

（窓口）

事件を取り扱った検察庁

再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

（支援概要）

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放直前における釈放予定期限等を通知します。

（窓口）

事件を取り扱った検察庁

司法関連

確定記録の閲覧

(支援概要)

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年間となっています。

※閲覧手数料として収入印紙150円が必要です。

(窓口)

事件を取り扱った検察庁

(確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁)

不起訴記録の閲覧

(支援概要)

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件（下記「刑事裁判への参加（被害者参加制度）」参照）の被害者等については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合には、関連事件等の捜査・公判に支障が生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するため必要と認められる場合には、関連事件等の捜査・公判に支障が生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(窓口)

事件を取り扱った検察庁

意見陳述

(支援概要)

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(対象者)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっている場合や、重い病気やけがのため申出等をすることが困難な場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(窓口)

事件を取り扱った検察庁

刑事裁判への参加（被害者参加制度）

(支援概要)

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができますほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べることができます。

また、これらの行為を弁護士に委託することができますが、弁護士に依頼するお金がない場合は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めるることができます（対象要件についてはP.45参照）。

※対象となる事件は、殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件です。

(対象者)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっている場合や、重い病気やけがのため申出等をすることが困難な場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(窓口)

事件を取り扱った検察庁

※国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス）

被害回復給付金支給制度

(支援概要)

組織的に行われた財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）について、刑事裁判でその財産をはく奪した場合には、「給付資金」として保管し、被害者に支給する制度です。

※「給付資金」の中から被害金額に応じた給付額が算定され、対象者に支給されます。
(検察官が定める期間内に申請する必要があります。)

(対象者)

- ・ 刑事裁判で被害者と認定され又は検察官が被害者と認定した者及びその相続人

(窓口)

支給手続を行う検察官が所属する検察庁（支給手続きについては公告がなされます。）

公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）

(支援概要)

被害を受けた事件の損害賠償請求をするために必要があつて、検察官が相当と認めるときには、起訴された事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

(対象者)

- ・ 起訴された事件の同種余罪の被害者
- ・ 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 同種余罪の被害者が亡くなっている場合や、重い病気やけがのため申出等をすることが困難な場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(窓口)

起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁

(窓口) 長野地方検察庁

〒380-0846 長野市大字長野旭町1108

電話：026-232-8191 FAX：026-232-0756

<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/nagano/higaishasien.html>

法務省：<http://www.moj.go.jp/KEIJI/keiji11-7.html>

検察庁：<http://www.kensatsu.go.jp/higaisha/index.htm>

被害者に関する情報の保護

(支援概要)

性犯罪などの一定の事件について、検察官は、裁判官に対し、被害者の氏名等の記載がない逮捕状・勾留状に代わるものへの交付を請求し、裁判官からその交付を受けた場合には、加害者に対し、逮捕状・勾留状に代わるものを見示し、被害者の氏名等を明らかにしない方法によることができます。

また、性犯罪などの一定の事件について、あらかじめ検察官に申し出て、裁判所の許可を得た場合には、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないようにすることができます。この場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

その他、加害者に対する起訴状の送達、証拠書類の開示、判決書の交付等、裁判の過程及び裁判終了後においても、被害者の氏名等が加害者に知られないようにするための仕組みが設けられています。

司法関連

(11) 弁護士会

(組織の紹介)

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域（管轄）毎に設置され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

法律相談センター

(支援概要)

犯罪被害者等に弁護士による法律相談（面接相談）を行います。

加害者やその代理人弁護士からの示談や被害弁償の申入れに対する対応、民事裁判の提起やその後の民事手続の対応、被害届や告訴の手続など捜査機関への対応、被害者参加弁護士として刑事裁判のサポート（助言、代理等）、捜査機関・司法機関（検察官から被害者・遺族等への説明や裁判傍聴の同行など）、取材対応など報道機関への対応など様々な業務を行います。

※ 相談料は、30分5,500円程度です。詳細は下記ホームページをご覧下さい。

法テラスの民事法律扶助制度、日弁連犯罪被害者法律援助制度により無料となる場合があります。（詳細については、法テラスにお問い合わせください。）

(窓口) 長野県弁護士会

〒380-0872 長野市妻科432

電話：026-232-2104

<https://nagaben.jp/>

日本弁護士連合会：

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/victim.html>

(12) 司法書士会

(組織の紹介)

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士及び司法書士法人を会員とする団体です。

司法書士は、不動産取引や相続、会社設立等における登記手続の代理、成年後見に関する業務のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。

また、認定司法書士は簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円以下）業務を行なうことができます。

総合相談センター

(支援概要)

犯罪被害にあった後の今後の対応についての助言や情報提供、書類作成を行います。

また、認定司法書士は請求内容が140万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。

※ 下記常設電話相談は無料です。司法書士事務所での相談は、所定の費用を負担していただきます（分割支払いについては応相談）。

(窓口)

長野県司法書士会司法書士総合相談センター

常設電話相談（消費者トラブル・少額トラブル）

毎週月曜日～金曜日 12時～14時 電話：026-233-4110

(窓口) 長野県司法書士会

〒380-0872 長野市妻科399

電話：026-232-7492 FAX：026-232-6699

<http://www.na-shiho.or.jp/>

日本司法書士会連合会：<https://www.shiho-shoshi.or.jp/>

(13) 矯正管区**(組織の紹介)**

法務省矯正局の地方支分部局として全国8か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適切に管理運営されるよう監督を行っています。

被害者等通知制度**(支援概要)**

少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明等を行っています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

被害者等の心情等の聴取・伝達制度**(支援概要)**

任意の矯正管区・矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所）に申出することで、被害者等の被害に関する心情や置かれている状況のほか、受刑・在院中の加害者に関する意見を伺い、これを加害者に伝えることができます。

加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行います。

(対象要件等)

- ・加害者が刑又は保護処分を言い渡される理由となった犯罪等による被害者
- ・被害者が亡くなった場合又は心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者及び直系親族又は兄弟姉妹

加害者との外部交通に関する相談**(支援概要)**

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

（窓口）法務省矯正局ホームページ参照
http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_index.html

(14) 刑事施設**(組織の紹介)**

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

加害者との外部交通に関する相談**(支援概要)**

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

被害者等の心情等の聴取・伝達制度

制度については上記（13）参照

（窓口）法務省矯正局ホームページ参照
http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_index.html

刑事施設・保護観察所

(15) 少年鑑別所

(組織の紹介)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行ったり、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため、少年やその保護者、関係機関又は団体といった地域の方からの相談を受け付けたりする法務省所管の施設です。

被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

被害者等の心情等の聴取・伝達制度

制度についてはP. 57参照

(窓口) 法務省矯正局ホームページ参照
http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_index.html

(16) 少年院

(組織の紹介)

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別教育目標、出院年月日等を通知しています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(窓口)

少年鑑別所（上記少年鑑別所部分参照）

被害者等の心情等の聴取・伝達制度

制度についてはP. 57参照

(窓口) 法務省矯正局ホームページ参照
http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_index.html

(17) 地方更生保護委員会

(組織の紹介)

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

意見等聴取制度

(支援概要)

刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院等を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

(対象要件等)

- ・加害者が仮釈放等審理中であること
- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(窓口)

仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

被害者等通知制度

(支援概要)

刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- 1 刑務所などに収容され、仮釈放審理を行う場合
 - ・被害者
 - ・被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- 2 少年院に収容され、仮退院審理を行う場合
 - ・被害者
 - ・被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(窓口)

1については、事件を取り扱った検察庁

2については、少年鑑別所

(窓口) 関東地方更生保護委員会被害者窓口

〒330-9725 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎二号館

電話：048-601-2132（被害者窓口直通）

長野保護観察所被害者窓口

〒380-0846 長野市大字長野旭町1108

電話：026-234-2060（被害者窓口直通）
(平日10:00~16:00)

刑事施設・保護観察所

(18) 保護観察所

(組織の紹介)

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。

保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

心情等伝達制度

(支援概要)

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。

(対象要件等)

- ・ 加害者が保護観察中であること
- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(窓口)

加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- 1 加害者が刑事処分になった場合
 - ・ 被害者
 - ・ 被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
 - ・ 弁護士である上記の者の代理人
- 2 加害者が保護処分になった場合
 - ・ 被害者
 - ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(窓口)

1については、事件を取り扱った検察庁

2のうち、少年院送致処分の場合は少年鑑別所、保護観察処分の場合は保護観察所

相談・支援

(支援概要)

犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。

(窓口) 長野保護観察所被害者窓口

〒380-0846 長野市大字長野旭町1108

電話：026-234-2060（被害者窓口直通）
(平日10:00~16:00)

(19) 法務局・地方法務局

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。

犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

常設人権相談所

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、様々な人権相談に応じています。

(窓口)

0570-003-110 (みんなの人権110番)

法務局・地方法務局又はその支局

受付時間／平日 8:30～17:15

特設人権相談所

(支援概要)

市町村役場、公民館等の公共施設、デパート、社会福祉施設等において随時開設し、様々な人権相談に応じています。

(窓口)

全国の法務局・地方法務局

こどもの人権110番

(支援概要)

全国共通のフリーダイヤルでこどもに関する人権相談に応じています。

(窓口)

0120-007-110

受付時間／平日 8:30～17:15

外国人のための人権相談所

(支援概要)

英語・中国語などの通訳を配置し、日本語による意志疎通が困難な外国人が安心して相談できるようにしています。

外国人人権相談ダイヤル

0570-090911

対応時間／平日 9:00～17:00

人権・外国人対応

インターネット人権相談受付窓口 (SOS-eメール)

(支援概要)

法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口 (SOS-eメール) を開設し、24時間365日相談を受け付けています。

(窓口)

<http://www.jinken.go.jp/>



(窓口) 長野地方法務局 (受付: 平日8:30~17:15)

長野地方法務局 人権擁護課	〒380-0846長野市大字長野旭町1108	026-235-6611 (代表)
飯山支局	〒389-2253飯山市大字飯山1080	0269-62-2302
上田支局	〒386-0017上田市踏入1-3-29	0268-23-2001
佐久支局	〒385-0011佐久市猿久保890-4	0267-67-2272
松本支局	〒390-0877松本市沢村2-12-46	0263-32-2571
木曽支局	〒397-0001木曽郡木曽町福島4926-3	0264-22-2186
大町支局	〒398-0002大町市大町2943-5	0261-22-0379
諏訪支局	〒392-0026諏訪市大手1-21-20	0266-52-1043
飯田支局	〒395-0053飯田市大久保町2637-3	0265-22-0014
伊那支局	〒396-0015伊那市中央5064-1	0265-78-3462

法務省人権擁護局: <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

(20) 外国人在留総合インフォメーションセンター

(組織の紹介)

各地方出入国在留管理局・支局に設置され、入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに応じています。電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語(英語、韓国語、中国語、スペイン語等)でも対応しています。

相談受付

(支援概要)

外国人人身取引被害者その他の犯罪被害者・関係者からの相談に対して、在留期間の更新などの手続に係る案内などを行っています。

- 外国人在留総合インフォメーションセンター
- 電話 : 0570-013904
(IP電話・海外から: 03-5796-7112)
- 対応時間: 平日8:30~17:15
<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>
- 人身取引について
https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/zinsin_index.html

(21) 長野県多文化共生相談センター

(支援概要)

県内に暮らす外国人や外国人を雇用する企業等の相談に多言語※で対応するとともに、生活に必要な情報の発信を行う。

※次の15言語以上に対応できます。

中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、ベトナム語、タイ語、英語、インドネシア語、スペイン語、ネパール語、マレー語、ミャンマー語、フランス語、クメール語、ドイツ語

(対象要件等)

県内に暮らす外国人、外国人を雇用する企業等

(窓口)

【外国人県民の相談】

長野県多文化共生相談センター

電話：026-219-3068 または 080-4454-1899

長野県多文化共生相談センターのウェブサイト

<https://www.naganoken-tabunka-center.jp/>

保健・医療・福祉

(22) 長野県精神保健福祉センター

(組織の紹介)

精神保健の向上や精神障がい者の福祉の増進を図るため県が設置する機関で、精神保健福祉に関する研修、知識の普及、調査研究、相談支援、組織育成など広範囲な活動を行っています。

相談業務

(支援概要)

心の健康相談、精神医療に係る相談、社会復帰相談を始め、アルコール、薬物、思春期、ひきこもり、自殺予防等に関する相談等、幅広く精神保健福祉全般の相談を実施しています。

(専門相談)

026-266-0280 (平日 8:30~17:15)

(心の電話相談)

026-217-1680 (平日 9:30~16:00)

(こころの健康相談 統一ダイヤル)

0570-064-556 (平日 9:30~16:00、
18:30~22:00)

※『統一ダイヤル』は、「消えてしまいたい」「家族や知人に死にたいと訴える人がいる」「身近な人が自死してつらくてどうしようもない」などの自殺に関する相談を受けています。

(窓口) 長野県精神保健福祉センター

〒381-8577 長野市大字下駒沢618-1

電話：026-266-0280 FAX：026-266-0502

ホームページ：<http://www.pref.nagano.lg.jp/seishin>

(23) 福祉事務所

(組織の紹介)

都道府県及び市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています（都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に関する事務となります。）。

相談・援護

(支援概要)

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

生活保護制度

(支援概要) (対象要件等)

生活に困窮している方で、資産・稼働能力等を全てに生活費に充当しても、基準とされる最低限度の生活を維持できない場合に、その不足分について保護（支給）を行います。

保健・医療・福祉

(窓口)

県保健福祉事務所福祉課(福祉事務所) (受付: 平日8:30~17:15)

保健福祉事務所 福 祉 課	所 在 地	電 話 番 号
佐 久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎内	0267-63-3142
上 田	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内	0268-25-7123
諏 訪	〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎内	0266-57-2911
伊 那	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6811
飯 田	〒395-0034 飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎内	0265-53-0411
木 曽	〒397-8550 木曽郡木曽町福島2757-1 木曽合同庁舎内	0264-25-2219
松 本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内	0263-40-1913
大 町	〒398-8602 大町市大町1058-2 大町合同庁舎内	0261-23-6508
長 野	〒380-0936 長野市中御所岡田98-1	026-225-9085
北 信	〒389-2255 飯山市大字静間1340-1	0269-62-3943

※ 小県郡(長和町・青木村)の生活保護は、佐久保健福祉事務所で行います。

※ 市福祉事務所は、各市の犯罪被害者等支援担当窓口(P. 125)にお問い合わせください。

(24) 保健所

(組織の紹介)

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体(都道府県や政令市や中核市)が設置する機関です。医師、保健師、管理栄養士等の医療保健の専門職が働いており、心身の状況を総合的に扱うことができます。

相談業務

(支援概要)

身体的・精神的な健康の不安や不調に関して、保健師が相談に応じるほか、精神科医による専門相談も実施しています。また、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。

保健・医療・福祉

(窓口)

県保健福祉事務所（保健所） (受付：平日8:30～17:15)

保健福祉事務所	所 在 地	電 話 番 号
佐 久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎内	0267-63-3164
上 田	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内	0268-25-7149
諏 訪	〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎内	0266-57-2927
伊 那	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6837
飯 田	〒395-0034 飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎内	0265-53-0444
木 曽	〒397-8550 木曽郡木曽町福島2757-1 木曽合同庁舎内	0264-25-2233
松 本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内	0263-40-1938
大 町	〒398-8602 大町市大町1058-2 大町合同庁舎内	0261-23-6529
長 野	〒380-0936 長野市中御所岡田98-1	026-225-9039
北 信	〒389-2255 飯山市大字静間1340-1	0269-62-6104

市保健所 (受付：平日8:30～17:15)

長 野 市	〒380-0928 長野市若里6丁目6-1	026-226-9965
松 本 市	〒390-8765 松本市大字島立1020番地	0263-40-0701

(25) 市町村保健センター

(組織の紹介)

市町村が設置している機関で、健康相談、保健指導及び健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行っています。都道府県の設置している保健所が、より広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、市町村保健センターはあくまでも地域住民のための健康づくりの場・直接サービスの場という役割を担っています。

相談業務

(支援概要)

保健師、看護師、栄養士等の専門職員が、健康相談に応じます。

※ 各市町村にお問い合わせください。

(26) 社会福祉協議会

(組織の紹介)

地域福祉の充実を目指し、福祉に関する相談支援等を実施しています。

福祉サービスの提供等

(支援概要)

高齢者・障がい者等に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスを始めとする様々な福祉サービスの提供を行っています。

※ 支援にかかる費用の一部負担があります。

(窓口)

市町村社会福祉協議会

福祉サービスに関する苦情相談

(支援概要)

福祉サービスに関する苦情・相談を受け付けています。公平・中立な立場で相談・助言・あっせん等を行っています。

(窓口)

長野県福祉サービス運営適正化委員会

電話：026-226-2210 受付：平日9：00～17：00

日常生活自立支援事業

(支援概要)

認知症や知的障がい、精神障がい等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助等を行っています。

※ 支援にかかる費用の負担があります。

(対象要件等)

認知症、知的障がい・精神障がい等により判断能力が低下している方

(窓口)

市町村社会福祉協議会

生活福祉資金

(支援概要)

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とし、低所得世帯、障がい者世帯、又は高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。

(窓口)

市町村社会福祉協議会

(27) 地域包括支援センター

(組織の紹介)

市町村や、市町村から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるよう、保健、医療、福祉サービスを始め、様々なサービスを必要に応じて受けるための総合的、継続的な相談・支援を行います。

総合相談支援業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行います。

権利擁護業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用できるように、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぐなどの支援を行います。

(窓口)

市町村介護保険担当課

保健・医療・福祉

(28) 医療機関（病院・診療所等）

（組織の紹介）

医療を提供する場として、全国で約18万施設、長野県内では約2,700施設が存在します。

医療の提供等

（支援概要）

医療を受ける者の心身の状況に応じて、良質かつ適切な医療を提供しています。

また、医療機能に関する一定の情報についてインターネット等で住民が利用しやすい形で公表される仕組み（医療機能情報提供制度）が設けられています。

ホームページ <https://www.qq.pref.nagano.lg.jp/>

性犯罪被害者への対応

（支援概要）（対象要件等）

緊急避妊（性被害を受けてから経過時間が72時間以内の人に有効）、犯人の体液等証拠採取（性被害後、入浴等行う前がよい）を行います。

産婦人科医会では、警察との連携体制の強化、性犯罪被害者対応マニュアルの作成などを通じて、各産婦人科において被害者に対し適切に対応がなされるよう努めています。

（窓口）

産婦人科、警察署（P. 20参照）

(29) 医療安全支援センター

（事業の内容）

患者や患者の家族等が、医療に関して抱えている心配、苦情等についての対応

（窓口）

相談先	所在地	電話番号
長野県医療安全支援センター	県庁健康福祉部 医療政策課内	026-235-7276
佐久保健福祉事務所医療安全支援センター	各保健福祉事務所内 (P. 66参照)	0267-63-3162
上田保健福祉事務所医療安全支援センター		0268-25-7147
諏訪保健福祉事務所医療安全支援センター		0266-57-2925
伊那保健福祉事務所医療安全支援センター		0265-76-6835
飯田保健福祉事務所医療安全支援センター		0265-53-0442
木曽保健福祉事務所医療安全支援センター		0264-25-2231
松本保健福祉事務所医療安全支援センター		0263-40-1937
大町保健福祉事務所医療安全支援センター		0261-23-6525
長野保健福祉事務所医療安全支援センター		026-223-2131
北信保健福祉事務所医療安全支援センター		0269-62-3105
長野市医療安全支援センター	長野市保健所内 (P. 66参照)	026-226-6000 (医療相談専用電話)
松本市医療安全支援センター	松本市保健所内 (P. 66参照)	0263-40-0800 (医療相談専用電話)

ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/iryo/kenko/iryo/sodan/iryo-sodan.html>

(30) 長野県公認心理師・臨床心理士協会

(組織の紹介)

「公認心理師」とは公認心理師法に基づく国家資格です。保健医療、福祉、教育その他の分野において、専門的知識及び技術をもって、

- 1) 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること
 - 2) 心理的支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと
 - 3) 心理的支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと
 - 4) 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと
- を業務とする者です。

「臨床心理士」とは、臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする“こころの専門家”であり、1) 臨床心理査定、2) 臨床心理面接、3) 臨床心理的地域援助、4) 前記1～3に関する調査・研究を専門業務とする者です（一般財団法人日本臨床心理士資格認定協会認定）。

長野県公認心理師・臨床心理士協会は、県内在住・在勤の公認心理師、臨床心理士（主として県内在住・在勤者）で構成されており、その資質の向上に努めるとともに、関係機関・団体と連携した活動の一つとして被害者支援も行っています。

電話相談・カウンセリング

(支援概要)

民間の被害者支援団体や市町村の相談窓口と連携して、電話相談や直接支援、面接相談を公認心理師及び臨床心理士が行っています。

(事務局) 長野県公認心理師・臨床心理士協会

〒399-0037 松本市村井町西2-15-1
医療法人芳州会 村井病院 2 診療部 臨床心理室内
info@nagano-shinri.jp (連絡はE-mailにて)

(31) 長野県社会福祉士会

(組織の紹介)

「社会福祉士」は、「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、福祉の相談・援助に携わる人の国家資格です。

以下のような場所で、福祉に関する相談援助業務などを行っています。

- ・老人福祉法関係施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、デイサービス等）
- ・児童福祉法関係施設（児童相談所、養護施設、知的障害児施設等）
- ・障害者総合支援法関係施設（障害者支援施設等）
- ・生活保護関係施設（救護施設、更生施設等）
- ・社会福祉法関係事業所（福祉事務所、社会福祉協議会等）
- ・母子・寡婦福祉法関係施設（母子福祉センター等）
- ・医療法関係施設（病院等）

社会福祉士会は、社会福祉士からなる団体で、福祉・医療・保健・教育・司法行政等の関係機関と力を合わせ、福祉を必要とする方が、地域で安心した生活を送れるよう支援しています。

保健・医療・福祉

成年後見人等の紹介・受任

(支援概要)

判断能力が不十分な高齢者や障がい者に対し、成年後見制度の利用相談、成年後見人の養成と候補者名簿の家庭裁判所への提出、積極的受任と受任者へのサポートを実施しています。

(窓口)

026-266-0294 (平日 9:00~17:00受付)

(窓口) 長野県社会福祉士会

〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館6F

電話: 026-266-0294 FAX: 026-266-0339

ホームページ <https://nacsw.jp/>

(32) 長野県精神保健福祉士協会

(組織の紹介)

「精神保健福祉士（MHSW）」は、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。広く国民の精神健康保持（メンタルヘルスケア）に資するために、以下のようないくつかの機関に所属し相談に応じています。

- ・医療機関（精神科病院、精神科クリニック、認知症を含めた各種デイケア等）
- ・障害者総合支援法による障害者支援事業所（介護給付、訓練等給付、地域生活支援や相談支援事業を行う事業所）
- ・福祉行政の関連機関（保健所、都道府県・区市役所、児童相談所など）
- ・その他（社会福祉協議会、企業内産業保健担当部署、保護観察所、矯正施設など）

都道府県精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士を中心に構成されている団体で、福祉・医療・保健・司法・教育・雇用の関係各機関や団体との連携や協力のもとに、保健及び福祉的支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れるように支援しています。

被害者支援については、自然災害の被災者や事故、配偶者からの暴力や虐待、犯罪などの被害者に対する支援を行ってきた実績があります。特に医療、経済、居住、家庭、職業などの生活上の課題について一緒に考え、解決に向け共に取り組んでいきます。

精神保健福祉の相談業務

(支援概要)

自治体や民間の関係機関、団体と連携し、被害者の精神保健医療福祉に関する支援を行います。特に精神疾患や障がいの状態におかれている方への支援、困難な状況が長引く中で生ずるメンタルヘルスケアと、生活上の課題の解消を目指します。

(窓口) 事務局

〒380-0921 長野市栗田695 公益財団法人倉石地域振興財団 栗田病院 地域連携室

電話: 026-226-1311 FAX: 026-224-3971

(33) 労働基準監督署**(組織の紹介)**

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

労災保険給付**(支援概要)**

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等において、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。具体的には、保険給付の申請・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。

(窓口)

長野労働基準監督署	026-223-6310(代表)	〒380-8573長野市中御所1-22-1
松本労働基準監督署	0263-48-5693(代表)	〒390-0852松本市島立1696
岡谷労働基準監督署	0266-22-3454(代表)	〒394-0027岡谷市中央町1-8-4
上田労働基準監督署	0268-22-0338(代表)	〒386-0025上田市天神2-4-70
飯田労働基準監督署	0265-22-2635(代表)	〒395-0051飯田市高羽町6-1-5
中野労働基準監督署	0269-22-2105(代表)	〒383-0022中野市中央1-2-21
小諸労働基準監督署	0267-22-1760(代表)	〒384-0017小諸市三和1-6-22
伊那労働基準監督署	0265-72-6181(代表)	〒396-0015伊那市中央5033-2
大町労働基準監督署	0261-22-2001(代表)	〒398-0002大町市大町2943-5

・相談時間 月～金（祝日・年末年始は除く）8:30～17:15

長野労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>

(34) ハローワーク（公共職業安定所）**(組織の紹介)**

職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、各種雇用対策（高齢者、障がい者、外国人等）及び、雇用保険適用・給付等の業務を行っています。

就職支援**(支援概要)**

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

(窓口)

相談先	電話番号	所在地
ハローワーク長野	026-228-1300（代表）	〒380-0935 長野市中御所3-2-3
ハローワーク長野 マザーズコーナー	026-228-0333（代表）	〒380-0835 長野市新田町1485-1
新卒応援ハローワーク長野 (長野学生就職支援室)	026-228-0989（代表）	長野市もんぜんぷら座4階
ハローワーク松本	0263-27-0111（代表）	〒390-0828 松本市庄内3-6-21
新卒応援ハローワーク松本 (ヤングハローワーク松本)	0263-31-8600（代表）	〒390-0815 松本市深志1-4-25 松本フコク生命駅前ビル1階

就労関連

ハローワーク上田	0268-23-8609 (代表)	〒386-8609 上田市天神2-4-70
ハローワーク飯田	0265-24-8609 (代表)	〒395-8609 飯田市大久保町2637-3
ハローワーク伊那	0265-73-8609 (代表)	〒396-8609 伊那市狐島4098-3
ハローワーク篠ノ井	026-293-8609 (代表)	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田826-1
ハローワーク飯山	0269-62-8609 (代表)	〒389-2253 飯山市飯山186-4
ハローワーク木曽福島	0264-22-2233 (代表)	〒397-8609 木曽郡木曽町福島5056-1
ハローワーク佐久	0267-62-8609 (代表)	〒385-8609 佐久市原565-1
ハローワーク佐久 小諸出張所	0267-23-8609 (代表)	〒384-8609 小諸市御幸町2-3-18
ハローワーク大町	0261-22-0340 (代表)	〒398-0002 大町市大町2715-4
ハローワーク須坂	026-248-8609 (代表)	〒382-0099 須坂市墨坂2-2-17
ハローワーク諏訪	0266-58-8609 (代表)	〒392-0021 諏訪市上川3-2503-1
ハローワーク諏訪 岡谷出張所	0266-23-8609 (代表)	〒394-0027 岡谷市中央町1-8-4

・相談時間

新卒応援ハローワーク長野 (長野学生就職支援室)	(祝日・年末年始は除く) 月～金	9：00～17：30
ハローワーク長野 マザーズコーナー	(祝日・年末年始は除く) 月～金	9：00～17：30
上記以外	(祝日・年末年始は除く) 月～金	8：30～17：15

長野労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>

(35) 総合労働相談コーナー

(組織の紹介)

全国の都道府県労働局、主な労働基準監督署舎内、主要都市の利便性の高い駅周辺に設置され、労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。

相談業務

(支援概要)

労働条件、募集・採用等労働問題に関する様々な分野についての相談を、専門の相談員が面談・電話で受け付けています。裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

(窓口)

長野労働局総合労働相談 コーナー	(長野労働局雇用環境・均等室内)	026-223-0551(代表)
長野総合労働相談コーナー	(長野労働基準監督署内)	026-480-0631(代表)
松本総合労働相談コーナー	(松本労働基準監督署内)	0263-48-5707(代表)
岡谷総合労働相談コーナー	(岡谷労働基準監督署内)	0266-22-3454(代表)
上田総合労働相談コーナー	(上田労働基準監督署内)	0268-22-0338(代表)
飯田総合労働相談コーナー	(飯田労働基準監督署内)	0265-22-2635(代表)
中野総合労働相談コーナー	(中野労働基準監督署内)	0269-22-2105(代表)
小諸総合労働相談コーナー	(小諸労働基準監督署内)	0267-22-1760(代表)
伊那総合労働相談コーナー	(伊那労働基準監督署内)	0265-72-6181(代表)
大町総合労働相談コーナー	(大町労働基準監督署内)	0261-22-2001(代表)

・相談時間 月～金（祝日・年末年始は除く）9:00～17:00

長野労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>

就労関連

(36) 生活就労支援センター「まいさぽ」

(組織の紹介)

仕事、住まいの確保、家計などに関わる問題を抱えて生活に困窮されている方に対し、生活の状況に応じた支援プランを立て、寄り添い型の相談支援を行います。

(支援概要)

- ・ 支援対象者と問題点を共有化、支援方針・目標を設定、支援計画の作成
- ・ 関係支援機関への案内・同行
- ・ 各種の支援を実施する関係機関との連絡・調整
- ・ 居住、就労、食料等に関する支援

(窓口)

お住まいの地域の生活就労支援センター「まいさぽ」

○県センター

所管地域	相談先（愛称）	電話番号	相談受付時間 月～金 (休日除く)	所 在 地
南佐久郡 北佐久郡 小県郡	まいさぽ信州佐久	0267-78-5255	9:30～17:00	佐久市取出町183 野沢会館2F
諏訪郡	まいさぽ信州諏訪	0266-75-1202	9:30～17:00	下諏訪町162-4 砥川住宅A棟101
上伊那郡	まいさぽ上伊那	0265-96-7845	9:30～17:00	上伊那郡南箕輪村 4808-2 赤松荘内
下伊那郡	まいさぽ下伊那	0265-49-4380	9:30～17:00	飯田市鈴加町2-21 斎藤ビル2F
木曽郡	まいさぽ木曽	0264-24-0057	9:30～17:00	大桑村大字殿1-24 大桑村民体育館内
東筑摩郡	まいさぽ東筑	0263-88-0180	9:30～17:00	松本市石芝4-2-2 甲斐実業ビル2F
北安曇郡	まいさぽ大町	0261-22-7083	9:30～17:00	大町市大町1129 大町市総合福祉センター1F
埴科郡 (坂城町) 上高井郡 上水内郡	まいさぽ信州長野	026-267-7088	9:30～17:00	長野市中御所岡田 98-1 長野保健福祉事務所庁舎内
下高井郡 下水内郡	まいさぽ飯山	0269-67-0269	9:30～17:00	飯山市飯山1211-1 飯山市福祉センター 2F

就労関連

○市センター

設置者・所管地域	相談先（愛称）	電話番号	相談受付時間 月～金 (休日除く)	所在地
長野市	まいさぼ長野市	026-219-6880	8:30～17:15	長野市大字鶴賀緑町1714-5 長野市ふれあい福祉センター2F
松本市	まいさぼ松本	0263-34-3041	8:30～17:15	松本市丸の内3-7 松本市役所東庁舎2F
上田市	まいさぼ上田	0268-71-5552	9:00～17:15	上田市中央3-5-1号 上田市ふれあい福祉センター内
岡谷市	まいさぼ岡谷市	0266-23-4811 (代表)	8:30～17:15	岡谷市幸町8-1 (市役所内)
飯田市	まいさぼ飯田	0265-49-8830	9:00～17:15	飯田市東栄町3108-1 さんとぴあ飯田内
諏訪市	まいさぼ諏訪市	0266-52-4141 (代表)	8:30～17:15	諏訪市高島一丁目22-30 (市役所内)
須坂市	まいさぼ須坂	026-248-9977	9:00～17:00	須坂市大字須坂476-1 須坂市社会福祉協議会2F
小諸市	まいさぼ小諸	0267-31-5235	9:00～17:00	小諸市与良町6-5-1 小諸市野岸の丘総合福祉センター内
伊那市	まいさぼ伊那市	0265-72-8186	8:30～17:15	伊那市山寺298-1 伊那市福祉まちづくりセンター内
駒ヶ根市	まいさぼ駒ヶ根	0265-83-2111 (代表)	9:00～17:00	駒ヶ根市赤須町20-1 (市役所内)
中野市	まいさぼ中野	0269-38-0097	8:30～17:15	中野市大字西条70-1 中野市福祉ふれあいセンター内
大町市	まいさぼ大町	0261-22-7083	9:30～17:00	大町市大町1129 大町市総合福祉センター1F
飯山市	まいさぼ飯山	0269-67-0269	9:30～17:00	飯山市大字飯山1211-1 飯山市福祉センター2F
茅野市	まいさぼ茅野市	0266-72-2101 (代表)	8:30～17:15	茅野市塚原二丁目6-1 (市役所内)
塩尻市	まいさぼ塩尻	0263-52-0026	8:30～17:15	塩尻市大門六番町4-6 塩尻市保健福祉センター内
佐久市	まいさぼ佐久市	0267-88-6511	8:30～17:15	佐久市下越16-5 あいとぴあ臼田内
千曲市	まいさぼ千曲	026-273-1111 (代表)	8:30～17:15	千曲市大字杭瀬下2-1 千曲市役所福祉課内
東御市	まいさぼ東御	0268-75-0222	8:30～17:15	東御市鞍掛197 東御市総合福祉センター内
安曇野市	まいさぼ安曇野	0263-88-8707	8:30～17:30	安曇野市豊科4319-4

就労関連

(37) 長野県労政事務所

(事業の内容)

労働問題全般について、公正・中立な立場でアドバイスを行います。

(窓口)

各労政事務所（4か所）

東 信 〒386-8555 上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎

電話 0268-25-7144

0268-23-1629 (相談専用)

南 信 〒396-8666 伊那市荒井3497 県伊那合同庁舎

電話 0265-76-6833

中 信 〒390-0852 松本市島立1020 県松本合同庁舎

電話 0263-40-1936

北 信 〒380-0836 長野市南長野南県町686-1 県長野合同庁舎

電話 026-234-9532

・受付：平日 8:30～17:15

(38) ポリテクセンター（職業能力開発促進センター）

(組織の紹介)

公共職業訓練の実施および職業能力開発に関する相談・支援を実施しております。

公共職業訓練

(支援概要)

就労に直接関係した技術を身につけるための研修コースなどを提供しています。

(対象要件等)

求職者

(窓口)

施設	所在地	電話番号
ポリテクセンター長野 (長野職業能力開発促進センター)	〒381-0043 長野市吉田4-25-12	026-243-1001
ポリテクセンター松本 〔長野職業能力開発促進センター 松本訓練センター〕	〒399-0011 松本市寿北7-17-1	0263-58-2905

ホームページ <http://www3.jeed.or.jp/nagano/poly/>

(39) 配偶者暴力相談支援センター

(組織の紹介)

配偶者（事実婚や元配偶者を含む）からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。

相談業務等

(支援概要)

配偶者からの暴力に関する相談業務を行い、関係機関・団体の紹介や保護命令制度に関する情報提供、利用の援助を行います。

カウンセリング

(支援概要)

配偶者からの暴力により精神的被害を受けた被害者に対し、カウンセリングを実施しています。

緊急時における安全の確保及び一時保護

(支援概要)

被害者や同伴者の緊急時における安全の確保と一時保護を行います。緊急時における安全の確保は、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間、適当な避難場所を提供するものです。

また、一時保護は被害者本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行うものです。

自立支援

(支援概要)

自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供等の援助を行っています。

(窓口)

- ・長野県女性相談支援センター P. 78参照
026-235-5710
- ・長野県男女共同参画センター 以下参照
(一時保護を除く)
0266-22-8822

(40) 長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”

(組織の紹介)

男女共同参画に関する研修、普及啓発、情報提供、相談等多様な活動を行っています。配偶者暴力相談支援センター（一時保護を除く）の機能も果たしています。

相談業務等

(支援概要)

男女の抱える日常生活の問題や、心の悩みなどの相談に応じ、相談員による電話相談や面接相談などを行っています。女性のための専門相談も実施しています。

女性・男性・子ども

(窓口)

長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”

○女性相談 0266-22-8822

電話相談 火～土（祝日除く） 9:00～12:00、
13:00～16:30

面接相談（要予約） 火～土（祝日除く） 9:00～12:00、
13:00～16:30

○ 男性相談 0266-22-7111

電話相談 毎週金曜日 17:00～19:00

○ 女性のための専門相談

法律相談（面談・要予約・相談時間1人30分）（相談料は無料です）

相談時間・会場

毎月第1木曜日 13:00～16:00

（会場：長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”）

毎月第3木曜日 11:00～12:00

（会場：長野市内 予約時にご案内）

カウンセリング（面接・要予約・相談時間1人50分）（相談料は無料です）

相談時間・会場

毎月第2土曜日、第4金曜日 10:00～15:00

（長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”）

（申込）

電話申込による予約制 0266-22-8822

（申込受付時間）

火～土（祝日除く） 9:00～12:00

13:00～16:30（祝日は除く）

（窓口） 長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”

〒394-0081 岡谷市長地権現町4-11-51

電話：0266-22-5781 FAX：0266-22-5783

ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/aitopia/index.html>

（41）長野県女性相談支援センター

（組織の紹介）

女性の抱える様々な問題に関する相談業務、一時保護等を実施する機関として設置されています。配偶者からの暴力被害者を支援する配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、中心的役割を担っています。

また、人身取引被害者の保護も行っています。

相談業務

（支援概要）

国籍、年齢を問わず、困難な問題を抱えた女性からの相談に応じ、自立に向けた適切な支援を行います。

配偶者からの暴力被害者に対しては、相談に応じるほか、自立支援、保護命令の制度利用の支援を行います。

（対象要件等）

- ・配偶者（事実婚を含む）からの暴力を受けた方
- ・人身取引の被害を受けた方
- ・困難な問題（性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性等）を抱える女性など

女性・男性・子ども

(窓口)

026-235-5710
・ 平日 8:30 ~ 17:15

一時保護

(支援概要)

一時保護は、本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行われます。

一時保護期間中は、入所者と同伴家族の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な支援その他の必要な支援を行います。また、警備体制を整え、入所者と同伴家族の安全、安心の確保に努めています。

なお、厚生労働大臣が定める基準を満たす者（施設や民間団体）に委託することもあります。

※ 一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。（衣食その他日常生活に必要なものを給付します。）ただし、たばこ等の嗜好品は、自己負担となります。

(対象要件等)

- ・ 配偶者（事実婚を含む）からの暴力を受けた方
- ・ 人身取引の被害を受けた方
- ・ 困難な問題（性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性等）を抱える女性など

(窓口) 長野県女性相談支援センター

〒380-0811 長野市大字鶴賀東鶴賀町1908-13

電話：026-235-5710 FAX：026-235-2420

ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/joseisodan/index.html>

(42) 女性自立支援施設

(組織の紹介)

都道府県や社会福祉法人などが設置している施設で、配偶者からの暴力被害者、家庭環境の破綻や生活の困窮など様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性等を保護しています。

女性と同伴家族の保護

(支援概要)

入所期間中は、本人と同伴家族の心身の健康の回復、生活基盤の安定化、自立生活に向けた様々な支援を行っています。また、警備体制を整え、入所者と同伴家族の安全、安心の確保に努めています。

※ 一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。（衣食その他日常生活に必要なものを給付します。）

(対象要件等)

- ・ 配偶者（事実婚を含む）からの暴力を受けた方
- ・ 正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる方

女性・男性・子ども

(相談先)

長野県女性相談支援センター (P. 78参照)

(43) 長野県性暴力被害者支援センター 「りんどうハートながの」

(組織の紹介)

性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援を可能な限りワンストップで提供することにより、被害者的心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、産婦人科等医療をはじめ心理的支援や法的支援等のコーディネートを行います。

相談業務

(支援の概要)

- ア 支援員による電話及び面接相談、支援のコーディネート、同行支援等
 - イ 産婦人科等医療、心理カウンセリング、法律相談等の支援へのつなぎ
 - ウ 支援に係る一部費用負担
- ※専門の研修を受けた女性の相談員が対応します。

(相談対象者)

性暴力の被害にあった方、又はその家族や友人など

(窓口)

全国共通短縮ダイヤル #8891 (通話料無料)
又は相談専用ホットライン 026-235-7123 (いずれも毎日24時間)

E-mail rindou-heart@pref.nagano.lg.jp

(担当) 長野県県民文化部人権・男女共同参画課

電話 : 026-235-7106

ホームページ

https://www.pref.nagano.lg.jp/jinkendanjo/kurashi/jinkendanjo/jinken/main/rindouheart_nagano.html

(44) 長野県児童虐待・DV24時間ホットライン

(事業の内容)

児童虐待の通告及びDV被害に関する通報を24時間電話により専任の電話相談員が受け付け、必要に応じて、児童相談所、女性相談支援センターへ緊急連絡します。

(窓口)

長野県児童虐待・DV24時間ホットライン

026-219-2413 (毎日24時間)

(担当) 長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課 児童相談・養育支援室

ホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/24hotline.html>

(45) 子ども支援センター

(支援概要)

子どもが抱えるいじめ、体罰等の悩みのほか、保護者が抱える育児や子育ての悩みなど子どもに関する様々な相談に対する助言を行います。

(窓口) 子ども支援センター

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話：子ども専用ダイヤル（無料）0800-800-8035
大人用電話 026-225-9330

受付時間：月～土 10:00～18:00（祝日、年末年始は休み）

メールアドレス：kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

(46) 児童相談所

(組織の紹介)

18歳未満の子どものあらゆる問題について相談に応じる機関です。一義的な子どもにかかる相談を受け付ける市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、専門的な判断が求められる相談については児童相談所が対応します。

相談業務

(支援概要)

子ども虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。
必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

(窓口) 児童相談所

中 央 〒380-0872 長野市大字南長野妻科282-7 電話 026-238-8010

松 本 〒390-1401 松本市波田9986 電話 0263-91-3370

飯 田 〒395-0157 飯田市大瀬木1107-54 電話 0265-25-8300

諏 訪 〒392-0131 諏訪市大字湖南3248-3 電話 0266-52-0056

佐 久 〒385-0022 佐久市岩村田3152-1 電話 0267-67-3437

・受付時間 平日8:30～17:15

(47) 児童家庭支援センター

(組織の紹介)

虐待や非行等の子どもの福祉に関する問題について、子ども、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行っています。また、保護を必要とする子どもや保護者に対して指導を行うとともに児童相談所等との連携・連絡調整を行っています。

相談業務

(支援概要)

虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題について、子どもやその保護者等からの相談に応じ必要な助言を行っています。

女性・男性・子ども

(窓口) 児童家庭支援センター

下伊那こども家庭支援センター「こっこ」

〒399-3202 下伊那郡豊丘村神穂4461-1

電話 0265-35-8080

受付時間 平日8:30~17:00

(夜間・土・日・祝日も電話相談可能、
緊急対応は24時間いつでも可能)

松代児童相談センター

〒381-1221 長野市松代町東条108-2

電話 026-214-5955

受付時間 平日9:00~17:00

(緊急を要する相談は土日・夜間も対応)

けいあい地域子育て支援相談室

〒387-0021 千曲市稻荷山3842-1

電話 026-214-1165

受付時間 平日9:00~17:30

(緊急を要する相談は土日・夜間も対応)

児童家庭支援センター つつじ

〒390-0001 茅野市ちの3502-1 ベルビア3F

電話 0266-75-1108

受付時間 月~水、金、土 (祝日を除く)
10:00~17:00

松本児童家庭支援センター あいく

〒390-0802 松本市旭2-11-30 長野県松本旭町庁舎1F

電話 0263-88-3030

受付時間 平日9:00~17:00

児童家庭支援センター スミール

〒389-0115 北佐久郡軽井沢町追分1422

電話 0267-45-1081

受付時間 平日9:00~17:00

(48) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設

(組織の紹介・支援事業)

○ 乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を入所させて養育し、退所後も相談等の援助を行うことを目的とする施設です。

○ 児童養護施設

保護者のない子どもも、虐待されている子どもその他環境上養護を必要とする子どもを入所させ養護し、退所した後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

○ 児童自立支援施設

不良行為などにより、生活指導等を要する子どもを入所又は通所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

○ 児童心理治療施設

家庭環境・学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった子どもを短期間入所させ、または保護者の下から通所させ、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

※ 都道府県等が所得の状況に応じて定める金額を負担していただくことになります。

(窓口)

児童相談所（P. 81参照）

(49) 母子生活支援施設

(組織の紹介)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。

入所の申込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。また、申込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

緊急母子一時保護

(支援概要)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。

※ 都道府県等が所得の状況に応じて定める金額を負担していただくことになります。

(対象要件等)

以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童

- ・夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- ・配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

(窓口)

居住地の保健福祉事務所（福祉事務所）（P. 65参照）

女性・男性・子ども

(50) ファミリー・サポート・センター

(組織の紹介)

市町村が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

各種サポート

(支援概要)

以下のような事業を実施しています。※利用料が必要です。

- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。

(対象要件等)

登録をした会員

(窓口)

市町村により取扱い（事業の有無、事業内容等）が異なりますので、各市町村の福祉担当課等にお問い合わせください。

(51) 子ども虐待に特化した民間防止団体

(組織の紹介)

電話による子育てに関する悩みの相談や虐待に関する情報提供等を行っています。この他、子ども虐待の現状や防止についての調査・研究、講演会の開催やパンフレットの配布などを通じて広報・啓発を行うなど、子どもの虐待をなくすための活動を行っています。

相談業務

(支援概要)

子育てに関する悩みや、子どもの虐待に関する相談について、電話による相談を受け付け、児童相談所の紹介や市町村等の利用可能なサービスの紹介・アドバイスを行っています。

(窓口)

○ ながの子どもを虐待から守る会 子育てひといきホットライン

電 話 026-268-0008

受付時間 火・木曜日 10:00~14:00
※土曜日は当面休止

事務局 電話 026-268-0009

○ 南信子どもの虐待防止研究会 南信子どもの虐待防止ホットライン

電 話 0265-81-7363

受付時間 第1・3土曜日 10:00~13:00

24時間メール相談 <http://www.janis.or.jp/users/nopcan04/>

事務局 長野県看護大学（駒ヶ根市）

電話 0265-81-5100（代表）

○ この他にも、長野県には民間の虐待防止団体として、「子どもを虐待から守る会・まつもと」、「CAPS・すわ」があります。

（問い合わせ先）児童相談所（P.81）

(52) 教育委員会

(組織の紹介)

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。また、災害や事件・事故などへの対応として、緊急的にスクールカウンセラー（臨床心理士等）を派遣する事業を行っています。

相談業務

(支援概要)

いじめ・不登校等の教育全般の相談に応じ、児童生徒の健全な育成に資する。

(相談の方法)

教育事務所又は総合教育センターに電話若しくは直接来所して相談してください。

(窓口)

○ 各教育事務所

- ・ 東信教育事務所 〒384-0006 小諸市与良町6-5-5
電話 0267-24-5570
- ・ 南信教育事務所 〒396-8666 伊那市荒井3497
電話 0265-72-4647
- 飯田事務所 〒395-0034 飯田市追手町2-678
電話 0265-53-0462
- ・ 中信教育事務所 〒390-0852 松本市大字島立1020
電話 0263-47-7830
- ・ 北信教育事務所 〒380-0836 長野市南長野南県町686-1
電話 026-232-7830

受付：平日 9：00～17：00

- 総合教育センター 〒399-0711 塩尻市片丘南唐沢6342-4
電話 0263-53-8811

受付：平日 9：00～17：00

学校生活相談センター（24時間子どもSOSダイヤル）

(支援概況)

いじめや不登校など学校生活における子どもや保護者の悩みをお聴きし、子どもの立場に立って一緒に問題解決に取り組みます。

(専用電話)

0120-0-78310

〈担当課：長野県教育委員会事務局 心の支援課〉

メールアドレス gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

(受付時間)

24時間

女性・男性・子ども

(53) 学校

(組織の紹介)

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

スクールカウンセラー

(支援概要)

学校に配置したスクールカウンセラーが児童生徒や保護者のカウンセリング等を行うほか、災害や事件・事故などが起きた場合には、その他に緊急的にスクールカウンセラーを派遣し、災害や犯罪の被害児童生徒やその保護者の心のケアを行います。

(54) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

(組織の紹介)

我が国におけるスポーツの振興、児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、スポーツの普及等に関する各種業務のほか、災害共済給付、学校安全支援業務などを行っています。

災害共済給付

(支援概要)

義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園や保育所の管理下における災害（負傷、疾病、障がい又は死亡）に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給します。

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンターに対して行い、給付金はセンターから学校の設置者を経由して児童生徒等の保護者に支払われます。

また、保護者も学校の設置者を経由して給付金の支払請求をすることができます。

※ 共済掛金が必要です。

(対象要件等)

在籍する学校にお問い合わせください。

(窓口) 本部事務所

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1
日本青年館・日本スポーツ振興センタービル 6階
電話：03-5410-9124（代表）
ホームページ：<http://www.jpnsport.go.jp/>

まごころ奨学金

(支援概要)

振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を活用し、犯罪被害者の子弟の方を対象にした奨学金の給付を行います。

(対象要件等)

保護者が理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となつたために、学費の支弁が困難になった家庭の子どもで高校、特別支援学校高等部、大学、大学院、短大、専修学校（専門課程）・高校課程、高等専門学校に在学しているか進学を予定している方が対象となります。

(窓口)

公益財団法人日本財団（まごころ奨学金係）

(55) 長野県交通事故相談所

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、相談を受け、公正な立場から助言や問題解決への支援を行っています。

相談業務

(支援概要)

損害賠償請求、示談の進め方、保険制度等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への斡旋を行っています。

(窓口) 交通事故相談所

相談場所	所在地	電話番号
長野本所	〒380-0836 長野市大字南長野689番地9 長野合同庁舎南庁舎9階	026-235-7175
松本支所	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎2階	0263-40-1949
飯田支所	〒395-0034 飯田市追手町2丁目678 飯田合同庁舎1階	0265-53-0429

相談受付時間 平日8:30～17:00

※ 巡回相談等で不在になることがありますので、面接相談を希望される場合は、事前に電話で予約をお願いします。

巡回相談

相談場所	所在地	電話番号
佐久地域振興局	佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎	0267-63-3133
上田地域振興局	上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎	0268-25-7113
諏訪地域振興局	諏訪市上川一丁目1644-10 諏訪合同庁舎	0266-57-2902
上伊那地域振興局	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎	0265-76-6803
木曽地域振興局	木曽郡木曽町福島2757-1 木曽合同庁舎	0264-25-2213
北アルプス地域振興局	大町市大町1058-2 大町合同庁舎	0261-23-6502
北信地域振興局	中野市壁田955 北信合同庁舎	0269-23-0214

相談時間 10:00～15:00

(相談日は各地域振興局総務管理・環境課又は長野本所へお問い合わせください。)

(56) 長野県交通安全活動推進センター

(組織の紹介)

都道府県公安委員会に指定された法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

(支援概要)

交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復についての相談に応じ、適切な助言をしています。

交通事件

(窓口) 長野県交通安全活動推進センター
〒381-2224長野市川中島町原704-2 (北信運転免許センター内)
電話：026-292-9750 FAX：026-293-3769
平日8：30～16：30

(57) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

(組織の紹介)

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について弁護士による交通事故相談・示談あっせん・審査（長野県は面接相談のみ）を無料で行っています。

面接相談

(支援概要)

損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題等について弁護士が無料面接相談を行います。

(窓口) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター長野県支部

〒380-0872 長野市妻科432 (長野県弁護士会館内)
電話：026-232-2104

日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp>

電話：0120-078325

※相談時間は10分程度で弁護士が対応します。

※相談日は月～金（祝祭日除く）の10：00～16：30です。

(58) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

(組織の紹介)

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として全国に10か所の拠点を設け活動しています。当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

法律相談・和解のあっせん

(支援概要)

交通事故に遭われた方の面接相談を行い、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解のあっせん、審査を行います。

(対象要件等)

電話予約の際に案内します。

(窓口)

最寄りの本部・支部・相談室にご相談ください。

交通事故

(窓口) 交通事故紛争処理センター (長野県近辺の相談窓口を掲載)

相談場所	所在地	電話番号
東京本部	〒163-0925 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モリノスビル25階	03-3346-1756
名古屋支部	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル24階	052-581-9491
さいたま 相談室	〒330-0844 さいたま市大宮区下町1-8-1 太宮下町1丁目ビル7階	048-650-5271

ホームページ: <http://www.jcstad.or.jp/>

(59) 一般社団法人 日本損害保険協会

(組織の紹介)

損害保険業の健全な発達と信頼性の維持を図ることを目的とし設立され、「そんぽADRセンター」を全国11か所に設置し、相談・苦情に対応しています。

(連絡先)

ナビダイヤル (全国共通)

0570-022808 (通話料有料) (IP電話・PHS不可)

そんぽADRセンター東京

03-4332-5241 (直通)

東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

そんぽADRセンター中部 (直通)

052-308-3081 (直通)

名古屋市中区栄4-5-3 KDX名古屋栄ビル4階

(受付)

平日 (祝日、年末年始を除く) 9:15~17:00

※ 来訪による相談等を希望される場合は、必ず事前に電話で予約

(60) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

(組織の紹介)

自賠責保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について審査・調停を行っています。

紛争処理

(支援概要)

交通事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類などを、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。

※ 紛争処理に当たっての費用は原則として無料 (電話通話料や郵送料等の通信費、医療関係書類の取付費用等の申請に要する費用は当事者の負担。) です。

(対象要件等)

交通事故の当事者 (死亡事故の場合はご遺族) 又はその代理人

交通事件

(窓口) 事務局

○ 東京

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル11階

電話：03-5296-5031 時間：9:00～17:00

○ 大阪

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町3-2-15モレスコ本町ビル2階

電話：06-6265-5295 時間：9:00～17:00

支援体制（事務局職員）

最寄駅（東京）・JR御茶ノ水駅 徒歩5分（大阪）・地下鉄本町駅 徒歩5分

ホームページ <http://www.jibai-adr.or.jp/>

(61) 独立行政法人 自動車事故対策機構（N A S V A）

（組織の紹介）

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止及びその被害者への援護のため、「守る」「防ぐ」「支える」といった観点から被害者援護について以下の事業を行っています。

介護料支給

（支援概要）

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいを持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に支給します。

（対象要件等）

下記のいずれかに該当する方

- ① 自賠責保険において、後遺障害等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第1の第1級又は第2級の認定を受けている方（平成14年4月1日以降に事故に遭われた方の場合）
- ② 自損事故等により自賠責保険による後遺障害等級の認定を受けていない方（後遺障害認定通知書を紛失された方を含む）であって、次の要件を満たす方
 - ・前記①と同程度の障がいを受けたと認められる方
 - ・事故後18ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方
- ③ 平成12年12月以前に自賠責保険において、後遺障害等級が「併合1級」（脳損傷の認定を受けた方に限ります。）と認定された方

生活資金貸付

（支援概要）（対象要件等）

自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。

・ 交通遺児等貸付

自動車事故により死亡又は重度の後遺障がいが残った方の中学校卒業までの子に対する貸付

・ 不履行判決等貸付

自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等によっても、損害賠償を受けられない方に対する貸付

・ 後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付

自動車事故により後遺障がいが残った方で、その後遺障がいについて自賠責保険（共済）金の請求ができる方で、請求から支払いがなされるまでの間に対する貸付

・ 保障金立替貸付

ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求している方で、保障金の支払いがなされるまでの間に対する貸付

相談業務

(支援概要) (対象要件等) (窓口)

- 介護料受給資格のうち、重度後遺障がい者（遷延性意識障がい）の方に対して療護センター及び委託病床施設のご紹介・ご相談に応じています。
- 交通遺児等のご家庭からの身近な生活全般にわたる問題のご相談に応じています。

NASVA（ナスバ）長野支所 8：30～17：00

月曜日（第1・第3土曜日の翌月曜日を除く）～金曜日、第1・第3土曜日

電話：026-480-0521 FAX：026-263-1570

〒381-8556 長野市南長池710-3長野県トラック会館2F

ホームページ <http://www.nasva.go.jp/index.html>

- 交通事故に関する各種相談窓口、NASVAのサービスについてご案内します。
NASVA交通事故被害者ホットライン 0570-000738
平日10：00～12：00、13：00～16：00

※ 通話料は相談者のご負担となります。

(62) 公益財団法人 交通遺児等育成基金

(組織の紹介)

「交通遺児家族の生活基盤の安定を図り、子供たちの将来を明るいものにしたい」という願いから設立された公益財団法人で、交通遺児等の育成事業を行っています。

育成基金の給付

(支援概要)

交通遺児が拠出した拠出金に援助金を加えた給付金（非課税）を、遺児が満19歳に達するまで年金方式で給付する制度です。

※ 加入時の年齢により費用は異なりますので、詳しくはホームページをご覧下さい。

(対象要件等)

父親や母親を交通事故により亡くされたご遺族であって、満16歳未満の児童かつ一定額の拠出金を拠出できる方

(窓口) 事務局

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

電話：0120-16-3611 又は03-5212-4511
FAX：03-5212-4512

受付：平日9：00～17：00

最寄り駅 JR・南北線・丸ノ内線 四ツ谷駅、有楽町線 麹町駅、
半蔵門線 半蔵門駅

ホームページ：<http://www.kotsuiji.or.jp/>

生活資金等の支給

(支援概要) (対象要件等)

- 越年資金：
自動車事故被害者家庭のうち特に生計困窮度が高い家庭に対して、家庭が新年を迎えるに当たって生活資金を必要とする場合に、児童1人につき一定額を支給します。
- 入学支度金：
自動車事故被害者家庭のうち、特に生計困窮度が高い家庭の児童が義務教育を受けるため小学校又は中学校に入学する場合に、入学する児童1人につき一定額を支給します。

交通事件

・進学等支援金：

自動車事故被害者家庭のうち、特に生計困窮度が高い家庭の子弟が義務教育を終了して直ちに上級学校に進学又は就職する場合に、進学又は就職する件1人につき一定額を支給します。

・緊急時見舞金：

自動車事故被害者家族のうち、特に生計困窮度が高い家庭において、

- 1 児童又はその扶養者が死亡または重度の後遺障がいを被った場合、一家庭につき一定額を支給します。
- 2 当該家庭の家屋が災害等により全壊又は半壊の甚大な被災をした場合に、一家庭につき一定額を支給します。

(63) 公益財団法人 交通遺児育英会

(組織の紹介)

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障がいがある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

奨学金の貸与

(支援概要)

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸します。

(対象要件等)

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障がいのために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。(申込時29歳までの方)

(窓口)

応募資料請求

フリーダイヤル：0120-521286

奨学課直通：03-3556-0773

(窓口) 公益財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目6番1号 平河町ビル3階

電話：03-3556-0771

FAX：03-3556-0775

最寄り駅 地下鉄永田町駅 4番出口 (半蔵門線・有楽町線・南北線)

ホームページ：<http://www.kotsuiji.com/index.html>

(64) 北陸信越運輸局長野運輸支局（国土交通省公共交通事故被害者支援室）

(支援の内容)

「事故に遭われた方等の「”こころに寄り添う”」ことを基本とし、関係機関との連携を図りながら、

- ① 事故が発生した際、情報提供を行う窓口機能
- ② 事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能

【事故発生直後の対応】

- ・事故情報を収集し・整理し、ご相談者へ提供
- ・ご相談者のニーズに応じ、宿泊施設・交通手段の手配等のお手伝い
- ・警察・消防等にご相談者のニーズを伝達 など

【中長期的対応】

- ・事故調査情報、規則の見直しに関する情報の提供
- ・生活相談、法律相談、「心のケア」に関する相談等に応じて、関係機関を紹介など

(相談対象・相談体制等)

- ・公共交通機関の利用中に事故の被害にあわれた方及びそのご家族等
- ・公共交通事故被害者支援員が対応

(窓口)

国土交通省総合政策局共生社会政策課内 公共交通事故被害者支援室

開設時間 平日 9：30～18：15

電話：03-5253-8969

E-mail：hqt-k-shien@gxb.mlit.go.jp

ホームページ：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_fr_000013.html

その他

(65) 公益財団法人 長野県暴力追放県民センター

(組織の紹介)

長野県公安委員会に指定された公益法人であり、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員による不当な行為による被害の防止を図ることを目的として設立された団体です。

暴力相談活動

(支援概要)

暴力追放相談委員、弁護士等が、面談・電話等により、暴力団による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。出張相談も行っています。

見舞金の支給

(支援概要)

暴力団員からの傷害被害を受けた方に対して、見舞金の支給を行っています。

(対象要件等)

被害程度が1週間以上で、暴力団との関係がない方等

暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

(支援概要)

暴力団組事務所使用禁止請求訴訟や損害賠償請求訴訟等に係る費用の無利子貸付けを行っています。

(対象要件等)

暴力団員を相手とする民事訴訟を提起し、又は、しようとしている方等

(窓口) 公益財団法人長野県暴力追放県民センター

〒380-0836 長野市大字南長野南県町685番地2 長野県食糧会館5階

電話：026-235-2140 平日9：00～16：30

FAX：026-233-3741

ホームページ：<http://w2.avis.ne.jp/~boutsui/>

(66) 長野いのちの電話

(組織の紹介)

自殺などの様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間団体です。

相談業務

(支援概要)

自殺を考えている人や、その家族・遺族に対し、所定の研修を受けた相談員が、電話で相談に応じます。

(窓口)

長野 026-223-4343 (11:00～22:00)
松本 0263-88-8776 (〃)

ナビダイヤル 0570-783-556 (10:00～22:00)

フリーダイヤル 0120-783-556 (8:00～翌日8:00 毎月10日)

(窓口) 社会福祉法人長野いのちの電話

電話：026-225-1000 FAX：026-225-6139

ホームページ：<http://www.naganolifeline.com/>

その他

(67) 消費生活センター

(組織の紹介)

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者被害の救済・回復を図るため公正な立場で処理にあたっています。

相談業務

(支援概要)

電話相談、LINE相談（※）、来所による面接相談、地域振興局に設置するパソコン端末からのオンライン相談【予約制】（※）

悪質商法に巻き込まれた被害者への助言・あっせんを行っています。

(窓口)

センター名	所在地	電話番号
長野県消費生活センター	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎4階	0263-40-3660

ホームページ：<https://www.nagano-shohi.net/>

各市町村にも消費生活センター又は相談窓口があります。「188（局番なし）」でお近くの相談窓口につながります。

（※）LINE相談、オンライン相談の詳細につきましては、上記ホームページをご覧ください。

(68) 年金事務所

○健康保険の適用・公的年金のご相談・手続等

年金事務所名	所在地	電話番号(代表)
長野南年金事務所	〒380-8677 長野市岡田町126-10	026-227-1284
長野北年金事務所	〒381-8558 長野市吉田3-6-15	026-244-4100
岡谷年金事務所	〒394-8665 岡谷市中央町1-8-7	0266-23-3661
伊那年金事務所	〒396-8601 伊那市山寺1499-3	0265-76-2301
飯田年金事務所	〒395-8655 飯田市宮の前4381-3	0265-22-3641
松本年金事務所	〒390-8702 松本市鎌田2-8-37	0263-25-8100
小諸年金事務所	〒384-8605 小諸市田町2-3-5	0267-22-1080
街角の年金相談センター長野	〒380-0935 長野市中御所45-1 山王ビル1階	(来訪相談専用)
街角の年金相談センター上田	〒386-0025 上田市天神1-8-1 上田駅前ビルパレオ6階	(来訪相談専用)

その他

(69) 全国健康保険協会の支部

○健康保険の給付等に関する手続

支 部 名	所 在 地	電 話 番 号
長野支部	〒380-8583 長野市南長野西後町 1597-1 長野表参道ビル8階	業務グループ 026-238-1250

(70) 税務署

○遺産相続による相続税の申告等

税 务 署 名	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 地 域
長 野	〒380-8612 長野市西後町608番地の2	026-234-0111	長野市、須坂市、 上高井郡、上水内郡
松 本	〒390-8710 松本市城西2丁目1番20号	0263-32-2790	松本市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡
上 田	〒386-8720 上田市中央西2丁目6番22号	0268-22-1234	上田市、千曲市、東御市、 小県郡、埴科郡
飯 田	〒395-8646 飯田市高羽町6丁目1番5 飯田高羽合同庁舎	0265-22-1165	飯田市、下伊那郡
諏 訪	〒392-8610 諏訪市清水2丁目5番22号	0266-52-1390	岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡
伊 那	〒396-8550 伊那市西町3545番地の1	0265-72-2171	伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡
信 濃 中 野	〒383-8686 中野市中央1丁目5番20号	0269-22-3151	中野市、飯山市、 下高井郡、下水内郡
大 町	〒398-8501 大町市大町3190番地の16	0261-22-0410	大町市、北安曇郡
佐 久	〒385-8611 佐久市岩村田1201番地の2	0267-67-3460	小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡
木 曽	〒397-8602 木曾郡木曾町福島5637番地の1	0264-22-2024	木曾郡

(71) 長野県各県税事務所

○自動車税（種別割）について（盜難被害を受けた場合）

県税事務所	住所	電話番号
総合	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎	026-234-9505
総合北信	〒383-8515 中野市大字壁田955 北信合同庁舎	0269-23-0204
東信	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎	0267-63-3135
東信上田	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎	0268-25-7117
南信	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎	0265-76-6805
南信諏訪	〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10 諏訪合同庁舎	0266-57-2905
南信飯田	〒395-0034 飯田市追手町2丁目678 飯田合同庁舎	0265-53-0405
中信	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎	0263-40-1905
中信木曽	〒397-8550 木曽郡木曽町福島2757-1 木曽合同庁舎	0264-25-2216
中信大町	〒398-8602 大町市大町1058-2 大町合同庁舎	0261-23-6505

5 ニーズに応じた解決手段

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。

※ 支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等

★=対象要件がある支援等

1 総合的相談

被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからない

多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない

● 各種総合相談窓口

犯罪被害者支援の知識や経験を持った支援者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

(連絡先)

民間被害者支援団体 (P. 46)、長野県 (P. 32)、市町村 (P. 34、125)、警察署 (P. 39、121)、法テラス (P. 44)

2 心身の不調

精神的につらい、体調が悪い

● 受診相談、悩み相談

心身の健康問題について話を聴き、必要に応じて、医療機関の紹介などを行います。機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った支援者が対応します。

(連絡先)

長野県精神保健福祉センター (P. 64)、市町村保健センター (P. 66)、保健所 (P. 65)、民間被害者支援団体 (P. 46)、警察署 (被害相談窓口) (P. 40、121)

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

● 自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

(連絡先)

民間被害者支援団体 (P. 46)

3 生活上の問題

(1) 仕事上の困難

職場で不合理な対応にあった

● 労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

総合労働相談コーナー (P. 73)、弁護士会 (P. 56)

★ 労働争議の調整

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家が、労働関係に関する紛争解決のためのあっせんなどを行います。

(連絡先)

総合労働相談コーナー (P. 73)、弁護士会 (P. 56)

働くかなければならないが、就職先がみつからない

● 就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先)

ハローワーク (P. 71)

★ 公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先)

ハローワーク (P. 71)、ポリテクセンター（職業能力開発促進センター）(P. 76)、長野県 (P. 32)

★ 訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

(連絡先)

ハローワーク (P. 71)

★ 母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(連絡先)

長野県 (P. 32)、市町村 (P. 34、125)

★ 生活就労支援センター「まいさぽ」

仕事、住まいの確保、家計などに関わる問題を抱えて生活に困窮されている方に対し、生活の状況に応じた支援プランを立て、寄り添い型の相談支援を行います。

(支援内容)

- ・ 支援対象者と問題点を共有化、支援方針・目標を設定、支援計画の作成
- ・ 関係支援機関への案内・同行
- ・ 各種の支援を実施する関係機関との連絡・調整

(連絡先)

各地域の生活就労支援センター「まいさぽ」 (P. 74)

資格を取得し、スキルアップを図りたい

★ 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が看護師等、就職に有利で効果的な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に、修学期間の一定期間について、毎月一定額を支給するとともに、入学金の負担を軽減するため、修了支援給付金を支給します。

(連絡先)

市町村 (P. 34、125) 、県保健福祉事務所 (福祉事務所) (P. 64)

★ 自立支援教育訓練給付金

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(連絡先)

市町村 (P. 34、125) 、県保健福祉事務所 (福祉事務所) (P. 64)

働きたいが、子どもの世話をある

→P. 103参照

(2) 不本意な転居など住居の問題

転居する必要があるが、経済的に苦しい

★ 公営住宅への優先入居

犯罪行為により、従前の住宅に住めなくなった一定の収入以下の方については、公営住宅に優先的に入居できます。

(連絡先)

長野県 (P. 33) 、市町村 (P. 34、125)

(3) 経済的な困窮（問題）

被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

★ 長野県犯罪被害者等見舞金

殺人や傷害など故意の犯罪行為により、生命、身体に被害を受けた犯罪被害者及びそのご遺族の方が、被害後に直面する経済的な負担を軽減し、日常生活や社会生活等の早期回復を図ることができるよう、見舞金を給付します。

※令和4年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害に限ります。

(連絡先)

長野県 (P. 32)

★ 犯罪被害者等給付金

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対し、精神的打撃、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るために、一時金を支給します。

(連絡先)

警察署・警察本部 (P. 39、121)

★ 労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。

(連絡先)

労働基準監督署 (P. 71)

★ 災害共済給付

小学校・中学校等の義務教育諸学校の管理下における児童又は生徒の災害につき、センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

(連絡先)

独立行政法人日本スポーツ振興センター (P. 86)

医療費の負担を軽くしたい

● 高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

(連絡先)

事業主、全国健康保険協会の支部(P. 96)、健康保険組合（組合健保）、市町村（国民健康保険・後期高齢者医療制度）、各種共済保険（共済組合）、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★ 医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税・住民税が軽減される場合があります。

(連絡先)

税務署 (P. 96)、市町村 (P. 34、125)

★ 自立支援医療費支給制度

精神通院医療、育成医療（身体上の障がい・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障がいを除去・軽減するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用について所得に応じた自己負担限度額が設定されます。

(連絡先)

市町村 (P. 34、125)、県保健福祉事務所（保健所）(P. 65)、
通院している医療機関

★ 福祉医療費給付制度

乳幼児等、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について助成を受けることができます。

ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費は除きます。

※市町村により、制度の名称、対象要件等が異なります。

(連絡先)

市町村 (P. 34、125)

生活資金に困っている

★ 生活福祉資金貸付制度

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し無利子又は低利で生活資金の貸付を行っています。

(貸付の種類)

- ・総合支援資金…失業等により、生活に困窮している世帯に継続的な相談支援（就労支援・家計指導等）と併せて生活再建に必要な資金を貸し付けます。
- ・福祉資金…日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要な資金を貸し付けます。
- ・教育支援資金…学校教育法に規定する学校（高等学校・大学又は高等専門学校等）に就学するために必要な資金を貸し付けます。
- ・不動産担保型生活資金…一定の居住用不動産を所有し、その住居に住み続けることを希望する高齢者（要保護）世帯に、その不動産を担保に生活資金を貸し付けます。

(連絡先)

社会福祉協議会 (P. 66)

★ 児童扶養手当

父又は母の死亡等、父又は母が実質的に不在の家庭等で、18歳になった日以降の最初の3月31日までの児童を監護する母、父又は養育する者に対して支給します。

(連絡先)

市町村 (P. 34、125)

★ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母・父子家庭の父やその扶養している児童、寡婦やその被扶養者などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉を増進するため、児童等の修学に必要な資金などの貸付けを行います。

(連絡先)

市町村 (P. 34、125)、県保健福祉事務所（福祉事務所） (P. 64)

★ 寡婦控除

夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方や夫と離別した後婚姻をしていない方で、合計所得金額が500万円以下であり、あなたと生計を一にしている合計所得金額が48万円以下の扶養親族を有し、かつ、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方は一定額の所得控除が受けられます。

★ひとり親控除

現に婚姻をしていない方や配偶者が生死不明などの方で、合計所得金額が500万円以下であり、総所得金額が48万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方は一定額の所得控除が受けられます。

(連絡先)

税務署 (P. 96)

子育てに係る費用の負担を軽くしたい

★ 要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学級費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(連絡先)

市町村 (P. 34、125)

(4) 子育てに伴う問題（経済的支援以外）

子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい

● 子育てに関する相談

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことで様々な養育上の問題が生じている場合、子育ての相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介したりします。

(連絡先)

市町村（P. 34、125）、児童相談所（P. 81）

★ 子育てのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。

(連絡先)

ファミリー・サポート・センター（P. 84）

子どもを預けたい

★ 一時預かり

様々な事情により一時的に家庭での子どもの保育が困難となった場合、保育所等で一時的に子どもを預かります。

(連絡先)

市町村（P. 34、125）

★ トワイライトステイ、ショートステイなど

保護者の帰宅が遅くなるなど夕方以降の時間帯に子どもを養護したり、様々な事情により、家庭での養育が困難となった場合、児童養護施設等で一時的に子どもを預かります。

また、養育困難が長期にわたる場合など、乳児院等への入所について、児童相談所に相談することもできます。

(連絡先)

市町村（P. 34、125）、児童相談所（P. 81）

(5) 福祉全般

どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えて欲しい

● 福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障がい者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。

(連絡先)

市町村（P. 34、125）、県保健福祉事務所（福祉事務所）（P. 64）、地域包括支援センター（P. 67）、社会福祉協議会（P. 66）

(6) 報道に関するこ

マスコミにどう対応していいかわからない

● 取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先)

警察署（P. 39、121）、弁護士会（P. 56）、法テラス（P. 44）

★ 異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構（B P O）」（連絡先：TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330）に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」（FAX:03-3291-1220）に異議申立てすることができます。

（連絡先）

弁護士会（P. 56）、法テラス（P. 44）

4 加害者に関すること

また被害に遭わないか不安を感じる

★ 警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、被害者等からの相談への対応などを行います。

（連絡先）

警察署（P. 39、121）

★ 再被害防止のための警戒、情報提供等

同じ加害者からの再被害を未然に防止するため、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて身辺警戒やパトロールの強化、緊急通報装置の貸し出しなどを行います。

（連絡先）

警察署（P. 39、121）

★ 再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度（後述）とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

（連絡先）

検察庁（P. 53）

加害者がどうなったのか知りたい

★ 被害者連絡制度

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報（逮捕、処分等）を捜査に支障のない範囲でお知らせします。

（連絡先）

警察署（P. 39、121）、海上保安庁（P. 48）

★ 被害者等通知制度

刑事事件の処分結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。

（連絡先）

検察庁（P. 53）、矯正管区（P. 57）、少年鑑別所（P. 58）、少年院（P. 58）、地方更生保護委員会（P. 59）、保護観察所（P. 60）、家庭裁判所（P. 51）

● 確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。

（連絡先）

検察庁（P. 53）、弁護士会（P. 56）

★ 不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を、閲覧することができます。

(連絡先)

検察庁 (P. 53) 、弁護士会 (P. 56)

★ 公判記録（起訴された事件の同種余罪の被害を含む）・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

→P. 106参照

(連絡先)

裁判所 (P. 49) 、検察庁 (P. 53) 、弁護士会 (P. 56)

★ 少年審判傍聴制度、審判状況の説明、審判結果の通知

→P. 106参照

(連絡先)

家庭裁判所 (P. 51) 、弁護士会 (P. 56)

加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい

★ 意見陳述

→P. 107参照

(連絡先)

検察庁 (P. 53) 、（少年事件につき）家庭裁判所 (P. 51) 、法テラス (P. 44) 、弁護士会 (P. 56)

★ 刑事裁判への参加（被害者参加制度）

→P. 107参照

(連絡先)

検察庁 (P. 53) 、法テラス (P. 44) 、弁護士会 (P. 56)

● 刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱についての説明を行います。

(連絡先)

矯正管区 (P. 57) 、刑事施設 (P. 57)

★ 意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に関する意見や、被害に関する心情等を述べることができます。

(連絡先)

地方更生保護委員会 (P. 59) 、保護観察所 (P. 60)

★ 心情等伝達制度

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聞き、保護観察中の加害者に伝えます。

(連絡先)

保護観察所 (P. 60)

★ 被害者等の心情等の聴取・伝達制度

被害者等の被害に関する心情や置かれている状況のほか、受刑、在院中の加害者に関する意見を伺い、これを加害者に伝えることができます。

(連絡先)

矯正管区 (P. 57) 、少年鑑別所 (P. 58) 、少年院 (P. 58)

5 捜査、裁判に伴う問題

法的なアドバイスが欲しい

● 各種相談窓口

司法に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

法テラス（相談窓口や法制度を紹介するほか、資力などについて一定の要件に該当する方は、無料法律相談（予約制）を行っています。）（P. 44）、弁護士会（P. 56）、検察庁（P. 53）

★ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、どこに頼んでよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて、弁護士を紹介します。経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。

(連絡先)

法テラス（P. 44）

★ 弁護士による無料法律相談制度

犯罪被害者等支援に精通している弁護士を紹介するとともに、初回の法律相談料金を公費負担し（1時間まで）、犯罪被害者等が抱える法律問題の円滑な解決を図ります。

(連絡先)

長野県（P. 32）

警察署・検察庁・裁判所に赴く事に不安を感じる

● 付添い

警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴、証言や意見陳述の出廷の際に支援者が付き添います。

(連絡先)

民間被害者支援団体（P. 46）、検察庁（法廷のみ）（P. 53）、弁護士会（P. 56）、（少年事件につき）家庭裁判所（P. 51）

事件に関する情報を知りたい

★ 被害者連絡制度

→P. 104参照

(連絡先)

警察署（P. 39、121）

★ 被害者等通知制度

→P. 104参照

(連絡先)

検察庁（P. 53）、矯正管区（P. 57）、少年鑑別所（P. 58）、少年院（P. 58）、地方更生保護委員会（P. 59）、保護観察所（P. 60）、家庭裁判所（P. 51）

★ 公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む）・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

公判記録を閲覧したり、コピーをとったりすることができます。少年事件についてでは、一定要件のもとにこれらを行うことができます。

(連絡先)

地方裁判所・簡易裁判所（P. 49）、検察庁（P. 53）、（少年事件につき）家庭裁判所（P. 51）、弁護士会（P. 56）

★ 少年審判傍聴制度

一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。

(連絡先)

家庭裁判所（P. 51）、弁護士会（P. 56）

★ 審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。

(連絡先)

家庭裁判所 (P. 51)、弁護士会 (P. 56)

★ 審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。

(連絡先)

家庭裁判所 (P. 51)

刑事手続等に参加したい

★ 意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(連絡先)

検察庁 (P. 53)、(少年事件につき) 家庭裁判所 (P. 51)、法テラス (P. 44)、弁護士会 (P. 56)

★ 刑事裁判への参加（被害者参加制度）

公判期日出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

(連絡先)

検察庁 (P. 53)、法テラス (P. 44)、弁護士会 (P. 56)

刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

★ 日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミへの対応など、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

(連絡先)

法テラス (P. 44)、弁護士会 (P. 56)

★ 被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士（被害者参加弁護士）を選定することを、（法テラスを経由し）裁判所に対して請求することができます。

(連絡先)

法テラス (P. 44)、弁護士会 (P. 56)

損害賠償請求等をしたい

● 法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

(連絡先)

法テラス (P. 44)、弁護士会 (P. 56)、市町村 (P. 34、125)

★ 民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。保護命令の申立てについても対象となります。

(連絡先)

法テラス (P. 44)、弁護士会 (P. 56)

★ 損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

(連絡先)

地方裁判所 (P. 49)、法テラス (P. 44)、弁護士会 (P. 56)

★ 被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）を犯人からはぐ奪した場合には、それを金銭化して、当該事件の被害者等に対し被害回復給付金として支給します。

(連絡先)

検察庁 (P. 53)

【用語等索引】

〈ア行〉

- 意見陳述 49, 52, 54, 105, 106, 107
意見等聴取制度 59, 105
遺族基礎年金 14, 34
遺族厚生（共済）年金 14
一時預かり 38, 103
一時避難 43
一時保護 21, 26, 79, 81, 83
医療費控除 101
うつ病 3, 15, 19, 35
審判結果の通知 52, 105, 107
審判状況の説明 52, 105, 107
スクールカウンセラー 85, 86
生活福祉資金 67, 102
生活保護制度 64
精神障害者保健福祉手帳 35
政府保障事業 18
成年後見人 70
接近禁止命令 22, 33
損害賠償 4, 5, 6, 17, 18, 42, 50, 54, 55, 56
87, 88, 90, 94, 107, 108

〈カ行〉

- 確定記録の閲覧 54, 104
寡婦控除 102
緊急避妊 20, 41, 68
禁止命令 22, 23, 33, 43
警告 23, 42, 43
刑事裁判への参加 45, 50, 54, 105, 107

〈サ行〉

- 災害共済給付 86, 100
再被害防止 22, 23, 24, 41, 53, 104
事件記録の閲覧・コピー 49, 51, 53
自助グループ 98
児童手当 37
児童扶養手当 16, 37, 38, 102
司法解剖 13, 43, 48
死亡診断書（死体検案書） 13
住民票の写しの交付等の制限 22, 23, 39
障害基礎年金 15, 35
障害厚生（共済）年金 14, 16
障害児福祉手当 16, 37
障害者控除 15
奨学金 14, 18, 47, 86, 92
証言 5, 20, 49, 106
職業訓練 36, 76, 99, 100
ショートステイ 38, 103
自立支援医療費支給制度 35, 36, 101
自立支援教育訓練給付金 37, 100
心情等伝達制度 60, 105
身体障害者手帳 15, 35, 36, 100
診断書 13, 15, 17, 20, 21, 35, 41

〈タ行〉

- 退去命令 22, 33
直接的支援 46
付添い 20, 46, 48, 53, 106
電話等禁止命令 22
特定感染症検査 20
特別児童扶養手当 16, 38
特別障害者手当 15, 35
トワイライトステイ 39, 103

〈ナ行〉

- 二次被害 4
日常生活自立支援事業 67
日弁連委託援助業務 46, 107

〈ハ行〉

- パニック障害 3, 19
犯罪被害申告票 10
犯罪被害者等給付金 14, 15, 41, 100, 114
犯罪被害者等見舞金 14, 15, 32, 100, 114
被害回復給付金支給制度 55, 108
被害者参加 6, 45, 50, 54, 56, 105, 107
被害者支援員 20, 49, 93
被害者等通知制度 53, 57, 58, 59, 60
104, 106
被害者等の心情等の聴取・伝達制度 57, 58, 105
被害者の手引 39
被害者連絡制度 40, 48, 104, 106
被害少年 42
P T S D 3, 15, 19, 25, 41
ビデオリンク 20

ひとり親控除 ————— 102
不起訴記録の閲覧 ————— 54, 105
福祉医療費 ————— 35, 36, 101
福祉サービス ————— 16, 35, 66, 67
傍聴 ————— 5, 7, 8, 49, 52, 53, 56, 105, 106
防犯グッズ ————— 24
保護命令 ————— 21, 22, 42, 77, 78, 108
母子家庭等就業・自立支援事業 ————— 37, 99
母子父子寡婦福祉資金貸付金 ————— 36, 102
法律相談 ————— 32, 39, 45, 56, 106, 107, 112

<マ行>

民事法律扶助 ————— 45, 56, 106, 108
無言電話や執拗な電話の対応 ————— 22, 23, 24

<ヤ行>

要保護及び準要保護児童生徒援助費 ————— 38, 102

<ラ行>

労働争議 ————— 98

●相談窓口一覧

◇総合相談

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
犯罪被害者等支援に関する総合相談	長野県犯罪被害者等総合支援窓口 (県民文化部人権・男女共同参画課)	026-235-7106	平日 9:00~17:00		P. 32
警察所管業務に関する一般相談	長野県警察本部 広報相談課 警察安全相談窓口	026-233-9110 フッショ回線からは #9110	平日 8:30~17:15		P. 40
犯罪被害者等の悩み、精神的被害の相談 警察や裁判所・病院への付き添い 等	犯罪被害者等早期援助団体 認定NPO法人 長野犯罪被害者支援センター	長野 026-233-7830 中信 0263-73-0783	土・日・祝日を除く 10:00~16:00	面接相談あり	P. 46
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士及び専門窓口の紹介 各種情報の提供	日本司法支援センター(法テラス)	法テラス長野地方事務所 0570-078327	相談 平日 9:00~17:00 面接 平日 9:00~17:00	面接相談あり	P. 44
			犯罪被害者支援 ダイヤル 0570-079714		
犯罪被害者の相談 犯罪被害者への各種情報提供	長野地方検察庁 被害者ホットライン	026-232-8180	土・日・祝日を除く 8:30~17:15	面接相談あり	P. 53

◇女性、男女間暴力、性犯罪の被害に関する相談

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
性犯罪の被害に関する相談	長野県警察本部 捜査第一課 性犯罪被害ダイヤルサポート110	0120-037-555 フッショ回線からは #8103	毎日(24時間) 警察官等が対応 (可能な限り相談者の希望する性別の警察官等が対応)。匿名でも相談可能。		P. 40
性暴力の被害に関する相談	長野県性暴力被害者支援センター 「りんどうハートながの」	026-235-7123 フッショ回線からは #8891	毎日(24時間)		P. 80
配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー被害に関する相談	最寄りの警察署又は 長野県警察本部 広報相談課 警察安全相談窓口	(P. 121参照) 026-233-9110 フッショ回線からは #9110	平日 8:30~17:15		P. 42
女性への暴力 (DV、セクシュアルハラスメント等) に関すること	長野県女性相談支援センター	026-235-5710	土・日・祝日を除く 8:30~17:15	面接相談あり (要予約)	P. 78
	保健福祉事務所 (福祉事務所)	(P. 65参照)	土・日・祝日を除く 8:30~17:15		P. 64

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
女性への暴力 (DV、セクシュアルハラスメント等) に関すること	長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”	0266-22-8822 〔一般相談と 専門相談あり〕	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談（電話） 火～土 9:00～12:00 13:00～16:30 面接相談 (要予約) 火～土 9:00～12:00 13:00～16:30 法律相談 (面談・要予約) 毎月第1木曜日 13:00～16:00 (長野県男女共同 参画センター “あいとぴあ”) 毎月第3木曜日 11:00～12:00 (長野市内) 女性のためのカウンセリング (面接・要予約) 毎月第2土曜日 第4金曜日 10:00～15:00 		P. 77
DVに関する通報	長野県児童虐待・ DV24時間ホット ライン	026-219-2413	毎日(24時間)		P. 80

◇子どもに関する相談

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
非行問題やいじめなどの 少年に関する悩みごとの 相談	少年サポートセン ターヤングテレホン	県警察本部 026-232-4970 長野中央署 026-241-0783 上田署 0268-23-0783 伊那署 0265-77-0783 松本署 0263-25-0783	毎日(24時間) ※執務時間以外は 当直が対応 平日8:30～17:15 夜間・休日は留守番電話で対応 本部・署いずれ も、面接相談 は、原則として 電話申し込み		P. 40
児童虐待に関する通告	長野県児童虐待・ DV24時間ホット ライン	026-219-2413	毎日(24時間)		P. 80
子どもに関する様々な相 談	子ども支援セン ター	0800-800-8035 (子ども専用ダイヤル) 026-225-9330 (大人用電話)	月～土 10:00～18:00 日・祝日・年末年 始を除く		P. 81

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
児童・生徒を対象とする 学校生活の電話相談	学校生活相談センター	0120-0-78310	24時間		P. 85
児童に関するあらゆる相談	児童相談所	中央 026-238-8010 松本 0263-91-3370 飯田 0265-25-8300 諏訪 0266-52-0056 佐久 0267-67-3437	土・日・祝日を除く 8:30～17:15	面接相談あり	P. 81
幼児、児童、生徒、保護者、教職員を対象とする 教育相談	総合教育センター	0263-53-8811	土・日・祝日を除く 9:00～17:00	面接相談あり	P. 85
子どもの人権問題に関する相談	長野地方法務局 こどもの人権 110番	0120-007-110	土・日・祝日を除く 8:30～17:15		P. 61

◇交通事故に関する相談

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
交通事故の補償内容、過失割合、示談の進め方、保険の請求方法などの相談	長野県 交通事故相談所	長野本所 026-235-7175 松本支所 0263-40-1949 飯田支所 0265-53-0429	土・日・祝日を除く 8:30～17:00	面接相談あり	P. 87
交通事故に関する相談	長野県交通安全活動推進センター	026-292-9750	土・日・祝日を除く 8:30～16:30	面接相談あり	P. 87
交通事故による重度後遺障がい者を抱える家族に対する介護料の支給、交通遺児に対する生活・育成資金の無利子貸付ご相談	(独)自動車事故 対策機構長野支所	026-480-0521	平日8:30～17:00 第1、3土曜日も可 なお、開業した土曜日の翌月曜日（祝日の場合はその翌日）及び祝日、年末年始は休業		P. 90
交通事故被害者ホットライン	同上	0570-000738	土・日・祝日を除く 10:00～12:00 13:00～16:00		P. 91

◇悪質商法に関する相談

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
悪質商法に関する相談	長野県 消費生活センター	0263-40-3660	土・日・祝日を除く 8:30～17:00	面接相談あり	P. 95

◇暴力団に関する相談

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
暴力団による犯罪に関する相談	長野県警察本部 組織犯罪対策課 暴力追放ダイヤル	026-235-1224	24時間		P. 42
暴力団等による被害・困 りごと相談	(公財)長野県暴力 追放県民センター	026-235-2140	土・日・祝日を除く 9:00～16:30	面接相談あり	P. 94

◇経済的救済に関する相談

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
長野県犯罪被害者等見舞金	長野県犯罪被害者等総合支援窓口	026-235-7106	土・日・祝日を除く 9:00～17:00		P. 32
犯罪被害者等給付金	長野県警察本部 警務課 犯罪被害者支援室	026-233-0110 (内線2650～2653)	土・日・祝日を除く 8:30～17:15		P. 41
犯罪被害児に対する奨学金給与、生活指導相談	(公財)犯罪被害救援基金	03-5226-1021	土・日・祝日を除く 10:00～17:00		P. 47
住民税の所得控除（盗難に遭り損失が発生した場合の雑損控除）	税金関係	市役所・町村役場の税務担当窓口 (P. 125参照)	各市町村犯罪被害者等支援担当窓口 (P. 125参照)	土・日・祝日を除く 8:30～17:15	P. 125
自動車税（種別割）の課税保留（盗難被害を受けた場合）		長野県 各県税事務所	(P. 97参照)	土・日・祝日を除く 8:30～17:15	P. 97

◇福祉に関する相談

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
生活保護に関する相談、母子家庭等の福祉資金の相談等	長野県 保健福祉事務所 (福祉事務所)	(P. 65参照)	土・日・祝日を除く 8:30～17:15		P. 65

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
生活に困窮するおそれのある方への相談	生活就労支援センター「まいさぼ」	(P. 74参照)	(P. 74参照)		P. 74

◇住居に関する相談

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
県営住宅への優先入居に関する相談	長野県 県営住宅を管轄する建設事務所	(P. 119参照)	土・日・祝日を除く 8:30～17:15		P. 33
公営住宅への優先入居に関する相談	市役所・町村役場の公営住宅管理担当窓口	各市町村犯罪被害者等支援担当窓口 (P. 125参照)	土・日・祝日を除く 8:30～17:15		P. 125

◇こころの悩みに関する相談

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
心の健康、悩みに関する相談	長野県 精神保健福祉センター	026-266-0280	土・日・祝日を除く 8:30～17:15		P. 64
心の健康に関する相談	長野県 保健福祉事務所(保健所)	(P. 66参照)	土・日・祝日を除く 8:30～17:15		P. 66
	長野市保健所	026-226-9965			P. 66
	松本市保健所	0263-40-0701			P. 66
心の危機に関する悩み	(福)長野いのちの電話	長野 026-223-4343 松本 0263-88-8776 ナビダイヤル 0570-783-556 フリーダイヤル 0120-783-556	年中無休 11:00～22:00 年中無休 11:00～22:00 年中無休 10:00～22:00 毎月10日 8:00～翌日8:00		P. 94
“消えてしまいたい” “家族や知人に死にたいと訴える人がいる” “身近な人が自死してつらくてどうしようもない”などの自殺に関する相談	こころの健康相談 統一ダイヤル	0570-064-556	土・日・祝日を除く 9:30～16:00、 18:30～22:00		P. 64

◇労働問題に関する相談

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
労働問題に関するあらゆる相談	長野労働局 総合労働相談センター	026-223-0551 (P. 73参照)	土・日・祝日を除く 9:00～17:00		P. 73

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
労働条件に関すること	労働基準監督署	長野 026-223-6310 松本 0263-48-5693 岡谷 0266-22-3454 上田 0268-22-0338 飯田 0265-22-2635 中野 0269-22-2105 小諸 0267-22-1760 伊那 0265-72-6181 大町 0261-22-2001	土・日・祝日を除く 8:30~17:15		P. 71
職業紹介、雇用保険等に関すること	公共職業安定所"ハローワーク"	(P. 71参照)			P. 71

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
就職相談、就職に関する情報提供、職業紹介	ジョブカフェ信州	松本センター 0263-39-2250 長野分室 026-228-0320	土・日・祝日を除く 松本 8:30~17:15 長野 9:00~17:15	相談対象者は概ね40代前半までの方	
職業的自立に関する相談 (就労に困難な問題を抱える若者に対する相談)	若者サポートステーション・シナノ しおじり若者サポートステーションCAN ながの若者サポートステーション	0268-75-2383 0263-54-6155 026-213-6051	土・日・祝日を除く 10:00~17:00 日・月・祝日を除く 9:30~17:30 土・日・祝日を除く 10:00~18:00	概ね15歳~49歳の方	
様々な問題を抱えて生活に困窮している方の相談	生活就労支援センター「まいさぽ」	(P. 74参照)	(P. 74参照)		P. 74
労働問題全般に関する相談	長野県労政事務所	東信 0268-25-7144 0268-23-1629 (相談専用) 南信 0265-76-6833 中信 0263-40-1936 北信 026-234-9532	土・日・祝日を除く 8:30~17:15		P. 76
ひとり親家庭等の就業支援に関するこ	県保健福祉事務所 (福祉事務所) 上田、伊那、松本、長野の各福祉事務所のみ <就業支援員>	上田 0268-25-7123 伊那 0265-76-6811 松本 0263-40-1913 長野 026-225-9096	土・日・祝日を除く 8:30~17:15		P. 64
お仕事にお困りの方に対する就職相談	地域就労支援センター (愛称: Jobサポ)	050-5536-8234	土・日・祝日を除く 9:30~17:30		

◇医療に関する相談

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
医療に関する心配ごと、悩みごとに関する相談	医療安全支援センター (長野県健康福祉部医療政策課内)	026-235-7276	土・日・祝日を除く 9:00~12:00 13:00~16:30		P. 68
	各保健福祉事務所、長野市保健所、松本市保健所	P. 66参照			

◇外国籍県民の相談

相談の対象 又は内容	名称	相談電話番号	受付時間等	備考	掲載箇所
日本での生活上の相談	長野県多文化共生相談センター	026-219-3068 080-4454-1899	第1、3水曜日・第2、4土曜日・日・祝・年末年始を除く 10:00~18:00		P. 63

●関係機関・団体一覧

◇長野県

名称	住所	電話
○県庁	〒380-8570 長野市南長野幅下692-2	026-232-0111(代表)

○地域振興局

佐久地域振興局	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎内	0267-63-3111 (代表)
上田地域振興局	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内	0268-23-1260 (代表)
諏訪地域振興局	〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10 諏訪合同庁舎内	0266-53-6000 (代表)
上伊那地域振興局	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-78-2111 (代表)
南信州地域振興局	〒395-0034 飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎内	0265-23-1111 (代表)
木曽地域振興局	〒397-8550 木曽郡木曽町福島2757-1 木曽合同庁舎内	0264-24-2211 (代表)
松本地域振興局	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内	0263-47-7800 (代表)
北アルプス地域振興局	〒398-8602 大町市大町1058-2 大町合同庁舎内	0261-22-5111 (代表)
長野地域振興局	〒380-0836 長野市南長野南県町686-1 長野合同庁舎内	026-233-5151 (代表)
北信地域振興局	〒383-8515 中野市壁田955 北信合同庁舎内	0269-22-3111 (代表)

○保健福祉事務所（保健所・福祉事務所）		
佐久保健福祉事務所	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎内	0267-63-3111（代表）
上田保健福祉事務所	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内	0268-23-1260（代表）
諏訪保健福祉事務所	〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎内	0266-53-6000（代表）
伊那保健福祉事務所	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-78-2111（代表）
飯田保健福祉事務所	〒395-0034 飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎内	0265-23-1111（代表）
木曽保健福祉事務所	〒397-8550 木曽郡木曽町福島2757-1 木曽合同庁舎内	0264-24-2211（代表）
松本保健福祉事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内	0263-47-7800（代表）
大町保健福祉事務所	〒398-8602 大町市大町1058-2 大町合同庁舎内	0261-22-5111（代表）
長野保健福祉事務所	〒380-0936 長野市中御所岡田98-1	026-223-2131（代表）
北信保健福祉事務所	〒389-2255 飯山市大字静間1340-1	0269-62-3105（代表）
○県営住宅を管轄する建設事務所（建築担当課）		
佐久建設事務所	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎内	0267-63-3159
上田建設事務所	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内	0268-25-7143
諏訪建設事務所	〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎内	0266-57-2923
伊那建設事務所	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6831
飯田建設事務所	〒395-0034 飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎内	0265-53-0433
木曽建設事務所	〒397-8550 木曽郡木曽町福島2757-1 木曽合同庁舎内	0264-25-2229
松本建設事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内	0263-40-1934
大町建設事務所	〒398-8602 大町市大町1058-2 大町合同庁舎内	0261-23-6524
長野建設事務所	〒380-0836 長野市南長野南県町686-1 長野合同庁舎内	026-234-9529
北信建設事務所	〒383-8515 中野市壁田955 北信合同庁舎内	0269-23-0220

○教育事務所		
東信教育事務所	〒384-0006 小諸市与良町6-5-5	0267-31-0250 (代表)
南信教育事務所	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-78-2111 (代表)
南信教育事務所 飯田事務所	〒395-0034 飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎内	0265-23-1111 (代表)
中信教育事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内	0263-47-7800 (代表)
北信教育事務所	〒380-0836 長野市南長野南県町686-1 長野合同庁舎内	026-233-5151 (代表)
○労政事務所		
東信労政事務所	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内	0268-25-7144 0268-23-1629(相談専用)
南信労政事務所	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6833
中信労政事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内	0263-40-1936
北信労政事務所	〒380-0836 長野市南長野南県町686-1 長野合同庁舎内	026-234-9532

○児童相談所		
中央児童相談所	〒380-0872 長野市大字南長野妻科282-7	026-238-8010
松本児童相談所	〒390-1401 松本市波田9986	0263-91-3370
飯田児童相談所	〒395-0157 飯田市大瀬木1107-54	0265-25-8300
諏訪児童相談所	〒392-0131 諏訪市大字湖南3248-3	0266-52-0056
佐久児童相談所	〒385-0022 佐久市岩村田3152-1	0267-67-3437
○消費生活センター		
長野県消費生活センター	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎4階	0263-40-3660
○その他		
長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”	〒394-0081 岡谷市長地権現町4-11-51	0266-22-5781
長野県女性相談支援センター	〒380-0811 長野市大字鶴賀東鶴賀町1908-13	026-235-5710
長野県精神保健福祉センター	〒381-8577 長野市大字下駒沢618-1	026-266-0280

◇長野県警察本部・警察署

名 称	住 所	電話
県警本部警務部警務課 犯罪被害者支援室	〒380-8510 長野市南長野幅下692-2	026-233-0110 (代表)
長野中央警察署	〒380-0803 長野市三輪1-6-15	026-244-0110
飯山警察署	〒389-2254 飯山市南町6番地1	0269-62-0110
中野警察署	〒383-0022 中野市中央3-5-7	0269-26-0110
須坂警察署	〒382-0073 須坂市大字須坂1725-1	026-246-0110
長野南警察署	〒388-8003 長野市篠ノ井小森551	026-292-0110

名 称	住 所	電話
千曲警察署	〒387-0006 千曲市大字栗佐1548-1	026-272-0110
上田警察署	〒386-8511 上田市天神3-15-74	0268-22-0110
小諸警察署	〒384-0016 小諸市八幡3-3-9	0267-22-0110
佐久警察署	〒385-0022 佐久市岩村田1156-2	0267-68-0110
軽井沢警察署	〒389-0102 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1323-485	0267-42-0110
茅野警察署	〒391-0003 茅野市本町西9-39	0266-82-0110
諏訪警察署	〒392-0027 諏訪市湖岸通り1-13-32	0266-57-0110
岡谷警察署	〒394-0004 岡谷市神明町3-14-31	0266-23-0110
伊那警察署	〒396-0015 伊那市中央4680	0265-72-0110
駒ヶ根警察署	〒399-4114 駒ヶ根市上穂南8-1	0265-83-0110
飯田警察署	〒395-0013 飯田市小伝馬町1-3541-2	0265-22-0110
阿南警察署	〒399-1801 下伊那郡泰阜村8447-3	0260-25-0110
木曽警察署	〒397-0002 木曽郡木曽町新開2324番地1	0264-22-0110
塩尻警察署	〒399-6461 塩尻市大字宗賀73-305	0263-54-0110
松本警察署	〒390-0841 松本市渚3-11-8	0263-25-0110
安曇野警察署	〒399-8205 安曇野市豊科5704-2	0263-72-0110
大町警察署	〒398-0002 大町市大町2895	0261-22-0110

◇国機関

名 称	住 所	電話
日本司法支援センター (法テラス長野)	〒380-0835 長野市新田町1485-1 もんぜんぶら座4階	0570-078327
長野地方検察庁	〒380-0846 長野市大字長野旭町1108	026-232-8191
長野保護観察所	〒380-0846 長野市旭町1108	026-234-2060
北陸信越運輸局 長野運輸支局	〒380-8503 長野市西和田1-35-4	026-243-4384

○法務局		
長野地方法務局 人権擁護課	〒380-0846 長野市旭町1108	026-235-6611(代表)
〃 飯山支局	〒389-2253 飯山市大字飯山1080	0269-62-2302
〃 上田支局	〒386-0017 上田市踏入1-3-29	0268-23-2001
〃 佐久支局	〒385-0011 佐久市猿久保890-4	0267-67-2272
〃 松本支局	〒390-0877 松本市沢村2-12-46	0263-32-2571
〃 木曽支局	〒397-0001 木曽郡木曽町福島4926-3	0264-22-2186
〃 大町支局	〒398-0002 大町市大町2943-5	0261-22-0379
〃 諏訪支局	〒392-0026 諏訪市大手1-21-20	0266-52-1043
〃 飯田支局	〒395-0053 飯田市大久保町2637-3	0265-22-0014
〃 伊那支局	〒396-0015 伊那市中央5064-1	0265-78-3462
○労働局		
長野労働局	〒380-8572 長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎4F	026-223-0550 (代表)
○労働基準監督署		
長野労働基準監督署	〒380-8573 長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎1F	026-223-6310
松本労働基準監督署	〒390-0852 松本市大字島立1696	0263-48-5693
岡谷労働基準監督署	〒394-0027 岡谷市中央町1-8-4	0266-22-3454
上田労働基準監督署	〒386-0025 上田市天神2-4-70	0268-22-0338
飯田労働基準監督署	〒395-0051 飯田市高羽町6-1-5 飯田高羽合同庁舎	0265-22-2635
中野労働基準監督署	〒383-0022 中野市中央1-2-21	0269-22-2105
小諸労働基準監督署	〒384-0017 小諸市三和1-6-22	0267-22-1760
伊那労働基準監督署	〒396-0015 伊那市中央5033-2	0265-72-6181
大町労働基準監督署	〒398-0002 大町市大町4166-1	0261-22-2001

○公共職業安定所 “ハローワーク”

ハローワーク長野	〒380-0935 長野市中御所3-2-3	026-228-1300 (代表)
マザーズコーナー 長野学生就職支援室	〒380-0835 長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4階	026-228-0333 (代表) 026-228-0989 (代表)
ハローワーク松本	〒390-0828 松本市庄内3-6-21	0263-27-0111 (代表)
ヤングハローワーク松本	〒390-0815 松本市深志1-4-25 松本フコク生命駅前ビル1階	0263-31-8600 (代表)
ハローワーク上田	〒386-8609 上田市天神2-4-70	0268-23-8609 (代表)
ハローワーク飯田	〒395-8609 飯田市大久保町2637-3	0265-24-8609 (代表)
ハローワーク伊那	〒396-8609 伊那市狐島4098-3	0265-73-8609 (代表)
ハローワーク篠ノ井	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田826-1	026-293-8609 (代表)
ハローワーク飯山	〒389-2253 飯山市飯山186-4	0269-62-8609 (代表)
ハローワーク木曽福島	〒397-8609 木曽郡木曽町福島5056-1	0264-22-2233 (代表)
ハローワーク佐久	〒385-8609 佐久市原565-1	0267-62-8609 (代表)
ハローワーク佐久 小諸出張所	〒384-8609 小諸市御幸町2-3-18	0267-23-8609 (代表)
ハローワーク大町	〒398-0002 大町市大町2715-4	0261-22-0340 (代表)
ハローワーク須坂	〒382-0099 須坂市墨坂2-2-17	026-248-8609 (代表)
ハローワーク諏訪	〒392-0021 諏訪市上川3-2503-1	0266-58-8609 (代表)
ハローワーク諏訪 岡谷出張所	〒394-0027 岡谷市中央町1-8-4	0266-23-8609 (代表)

◇県内の関係団体

名 称	住 所	電 話
(犯罪被害者等早期援助団体) 認定NPO法人 長野犯罪被害者支援センター	〒380-0836 長野市大字南長野南県町685番地2号 長野県食糧会館 3階	026-233-7848
公益財団法人 長野県暴力団追放県民センター	〒380-0836 長野市大字南長野南県町685番地2 長野県食糧会館 5階	026-235-2140
社会福祉法人 長野県社会福祉協議会	〒380-0936 長野市中御所岡田98-1 長野保健福祉事務所庁舎内	026-228-4244 (代表)
財団法人 長野県国際交流推進協会 (ANPI)	〒380-8570 長野市南長野幅下692-2 県庁東庁舎	026-235-7186
長野県司法書士会	〒380-0872 長野市妻科399	026-232-7492
長野県交通安全活動推進センター	〒381-2224 長野市川中島町原704-2	026-292-9750
公益社団法人 長野県社会福祉士会	〒380-0836 長野市南長野南県町685番地2号 長野県食糧会館 6 F	026-266-0294

◇市町村 (犯罪被害者等支援担当窓口)

市 町 村	担 当 課	住 所	電 話
長野市	地域・市民生活部 人権・男女共同参画課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	026-224-5084
松本市	住民自治局 人権共生課	〒390-0811 松本市中央1-18-1 M ウイング3F	0263-39-1105
上田市	市民まちづくり推進部 人権共生課	〒386-0014 上田市材木町一丁目2番2号 (市民プラザ・ゆう内)	0268-23-5393
岡谷市	健康福祉部 社会福祉課	〒394-8510 岡谷市幸町8-1	0266-23-4811
飯田市	健康福祉部 福祉課	〒395-0044 飯田市大久保町2534	0265-22-4511
諏訪市	健康福祉部 社会福祉課	〒392-8511 諏訪市高島1-22-30	0266-52-4141
須坂市	社会共創部 人権同和・男 女共同参画課	〒382-0000 須坂市大字須坂1528-1	026-245-0909
小諸市	市民生活部 人権政策課	〒384-8501 小諸市相生町3-3-3	0267-22-1700
伊那市	福祉相談課 地域福祉推進 係	〒396-8617 伊那市下新田3050	0265-78-4111
駒ヶ根市	総務部 総務課	〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20-1	0265-83-2111
中野市	くらしと文化部 人権・男女共同参画課	〒383-0025 中野市三好町1-4-27 (中野市人権センター)	0269-26-2287

市 町 村	担 当 課	住 所	電 話
大町市	総務部 庶務課	〒398-8601 大町市大町3887	0261-85-0531
飯山市	教育委員会 教育部 人権政策課	〒389-2292 飯山市大字飯山1110-1	0269-67-0743
茅野市	健康福祉部 社会福祉課	〒391-8501 茅野市塚原2-6-1	0266-72-2101
塩尻市	市民地域部 市民課	〒399-0738 塩尻市大門七番町3-3	0263-52-0280
佐久市	市民健康部 人権同和課	〒385-8501 佐久市中込3056	0267-62-3135
千曲市	健康福祉部 人権政策課	〒387-8511 千曲市杭瀬下2-1	026-273-1111
東御市	市民生活部 人権同和政策課	〒389-0517 東御市県281-2	0268-64-5902
安曇野市	政策部 人権共生課	〒399-8281 安曇野市豊科6000番地	0263-71-2406
小海町	町民課	〒384-1192 南佐久郡小海町大字豊里57-1	0267-92-2525
佐久穂町	住民税務課	〒384-0697 南佐久郡佐久穂町大字高野町569	0267-86-2525
川上村	総務課	〒384-1405 南佐久郡川上村大字大深山525	0267-97-2121
南牧村	住民課	〒384-1302 南佐久郡南牧村大字海ノ口1051	0267-96-2211
南相木村	住民課	〒384-1211 南佐久郡南相木村3498-1	0267-78-1050
北相木村	住民福祉課	〒384-1201 南佐久郡北相木村2744	0267-77-2111
軽井沢町	保健福祉課	〒389-0111 北佐久郡軽井沢町大字長倉4844-1	0267-44-3333
御代田町	総務課	〒389-0292 北佐久郡御代田町大字御代田1794-6	0267-32-3111
立科町	教育委員会 社会教育課	〒384-2305 北佐久郡立科町大字芦田2532	0267-88-8416
長和町	保健福祉課	〒386-0603 小県郡長和町古町4247-1	0268-68-4400
青木村	住民福祉課	〒386-1601 小県郡青木村大字田沢111	0268-49-0111
下諏訪町	総務課	〒393-8501 諏訪郡下諏訪町4613-8	0266-27-1111
富士見町	総務課	〒399-0292 諏訪郡富士見町落合10777	0266-62-9322
原村	住民税務課	〒391-0192 諏訪郡原村6549-1	0266-79-7927

市町村	担当課	住所	電話
辰野町	総務課	〒399-0493 上伊那郡辰野町中央1	0266-41-1111
箕輪町	くらしの安全安心課	〒399-4695 上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298	0265-79-3111
飯島町	住民税務課	〒399-3797 上伊那郡飯島町飯島2537	0265-86-3111
南箕輪村	住民環境課	〒399-4592 上伊那郡南箕輪村4825-1	0265-72-2106
中川村	住民税務課	〒399-3892 上伊那郡中川村大草4045-1	0265-88-3001
宮田村	住民課	〒399-4392 上伊那郡宮田村98	0265-85-3183
松川町	保健福祉課	〒399-3303 下伊那郡松川町元大島3823	0265-36-7022
高森町	健康福祉課	〒399-3193 下伊那郡高森町下市田2183-1	0265-35-9412
阿南町	住民税務課	〒399-1511 下伊那郡阿南町東条58-1	0260-22-4052
阿智村	民生課	〒395-0303 下伊那郡阿智村駒場483	0265-43-2220
平谷村	住民課	〒395-0601 下伊那郡平谷村354	0265-48-2211
根羽村	住民課	〒395-0701 下伊那郡根羽村2131-1	0265-49-2111
下條村	福祉課	〒399-2101 下伊那郡下條村睦沢8801-1	0260-27-1231
壳木村	住民課	〒399-1601 下伊那郡壳木村968-1	0260-28-2311
天龍村	健康福祉課	〒399-1201 下伊那郡天龍村平岡878	0260-32-1021
泰阜村	住民福祉課	〒399-1895 下伊那郡泰阜村3236-1	0260-26-2111
喬木村	保健福祉課	〒395-1107 下伊那郡喬木村6664	0265-33-5123
豊丘村	健康福祉課	〒399-3295 下伊那郡豊丘村大字神稻3120	0265-35-9060
大鹿村	住民税務課	〒399-3502 下伊那郡大鹿村大字大河原354	0265-39-2001
上松町	住民福祉課	〒399-5601 木曾郡上松町大字上松159-4	0264-52-5550
南木曾町	住民課	〒399-5301 木曾郡南木曾町読書3668-1	0264-57-2001
木曾町	町民課	〒397-8588 木曾郡木曾町福島2326-6	0264-22-4281

市町村	担当課	住所	電話
木祖村	住民福祉課	〒399-6201 木曽郡木祖村大字藪原1191-1	0264-36-2001
王滝村	福祉健康課	〒397-0201 木曽郡王滝村3623	0264-48-3155
大桑村	福祉健康課	〒399-5503 木曽郡大桑村大字長野880-1	0264-55-3080
麻績村	住民課	〒399-7701 東筑摩郡麻績村麻3837	0263-67-4854
生坂村	住民課	〒399-7201 東筑摩郡生坂村5493-2	0263-69-3113
山形村	保健福祉課	〒390-1301 東筑摩郡山形村2030-1	0263-97-2100
朝日村	総務課	〒390-1104 東筑摩郡朝日村大字古見1555-1	0263-99-4101
筑北村	住民福祉課	〒399-7501 東筑摩郡筑北村西条4195	0263-66-2606
池田町	住民課	〒399-8601 北安曇郡池田町大字池田3203-6	0261-62-2203
松川村	住民課	〒399-8501 北安曇郡松川村76-5	0261-62-3112
白馬村	総務課	〒399-9393 北安曇郡白馬村大字北城7025	0261-72-5000
小谷村	住民福祉課	〒399-9494 北安曇郡小谷村大字中小谷丙131	0261-82-2581
坂城町	企画政策課	〒389-0601 埴科郡坂城町大字坂城10050	0268-82-6603
小布施町	総務課	〒381-0297 上高井郡小布施町大字小布施1491-2	026-214-9209
高山村	教育委員会 人権推進室	〒382-8510 上高井郡高山村大字高井4972	026-214-9762
山ノ内町	教育委員会 生涯学習課	〒381-0498 下高井郡山ノ内町大字平穏3352-1	0269-38-0373
木島平村	教育委員会 人権推進室	〒389-2302 下高井郡木島平村大字往郷914-6	0269-82-2041
野沢温泉村	民生課	〒389-2592 下高井郡野沢温泉村大字豊郷9817	0269-85-3112
信濃町	住民福祉課	〒389-1392 上水内郡信濃町大字柏原428-2	026-255-1179
飯綱町	総務課	〒389-1293 上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	026-253-2511
小川村	住民福祉課	〒381-3302 上水内郡小川村大字高府8800-8	026-269-2323
栄村	民生課	〒389-2792 下水内郡栄村大字北信3433	0269-87-3114

◇長野県県民文化部人権・男女共同参画課

〒380-8570長野市大字南長野字幅下692-2

電話 026-235-7106 ファックス 026-235-7284

電子メール: jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp

◇長野県犯罪被害者支援連絡協議会

(事務局:長野県警察本部警務課犯罪被害者支援室)

〒380-8510長野市大字南長野字幅下692-2

電話 026-233-0110 (代表) ファックス 026-233-1367